

農業保険法 関係告示集

〔最終更新 平成三十年四月一日〕

- 農業保険法施行規則第二条第一項の負担金交付区分を定める件 1
- 農業保険法第十二条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件 2
- 農業保険法第十五条の規定に基づき、園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件 4
- 農業保険法施行規則第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を定める件 5
- 農業保険法施行規則第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済を定める件 5
- 農業保険法施行規則第三十三条第一項（同条第四項及び同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連合会特別交付金の限度額に係る算式を定める件 6
- 農業保険法施行規則第三十四条第三号の農林水産大臣が指定する有価証券を定める件 8
- 農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を定める件 9
- 農業保険法施行規則第四十六条の農林水産大臣の定める金額を定める件 10
- 農業保険法施行規則第四十九条第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害を定める件 10
- 農業保険法第九十九条第二項（同法第百条第四項及び第百八条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣の定める基準を定める件 11
- 農業保険法第一百一条第一項の農林水産大臣の定める共済事業の規模の基準を定める件 11
- 農業保険法第百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件 12
- 農業保険法施行規則第七十四条第二項第三号の農林水産大臣が指定する届出伝染病を定める件 12
- 農作物共済損害認定準則を定める件 13
- 家畜共済損害認定準則を定める件 18
- 果樹共済損害認定準則を定める件 21
- 畑作物共済損害認定準則を定める件 26
- 園芸施設共済損害認定準則を定める件 30
- 任意共済損害認定準則を定める件 31
- 農業保険法第百三十六条第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第八十七条第一項（同令附則第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件 33
- 農作物共済基準収穫量等設定準則を定める件 36
- 農業保険法施行規則第九十六条第二項の全損耕地支払開始割合等を定める件 39
- 農業保険法施行規則第九十七条第二項及び附則第八条第一項の規定による減収量の調整の方法を定める件 41
- 農業保険法施行規則第九十八条第一号の規定による農作物の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件 42
- 農業保険法施行規則第百六条ただし書の規定による死亡廃用共済の共済金額の調整の方法を定める件 43
- 死亡廃用共済共済価額設定準則を定める件 43
- 農業保険法施行規則第百七条第二項第二号の農林水産大臣が定める金額を定める件 45
- 農業保険法施行規則第百七条第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件 46
- 農業保険法施行規則第百七条第四項の規定による肉豚の価額の算定の方法を定める件 47
- 農業保険法施行規則第百九条及び第百十二条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額を定める件 48

○ 農業保険法第四十四条第一項の農林水産大臣が定める区分を定める件	49
○ 農業保険法第四十八條第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第十九條第一項（同令附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件	51
○ 果樹共済標準収穫量等設定準則を定める件	54
○ 農業保険法施行規則第二百二十九條第三号並びに第三百三十一條第四号イ及びロの規定による調整の方法を定める件	57
○ 果樹共済基準収穫量等設定準則を定める件	57
○ 農業保険法施行規則第三百三十一條第二号及び同令第三百三十三條において準用する同令第九十八條第一号の規定による品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件	60
○ 農業保険法第五十三條第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第四十條第一項（同令附則第十七條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件	61
○ 畑作物共済基準収穫量等設定準則を定める件	67
○ 農業保険法施行規則第四十八條第二項の全損耕地支払開始割合及び同項第一号の規定による全損耕地減収量の調整方法を定める件	70
○ 農業保険法施行規則第四十九條第一項第一号の規定による農作物の糖度に応じた収穫量の調整の方法等を定める件	71
○ 農業保険法施行規則第五十二條第三号の農林水産大臣が特定の地域及び種類区分について定める桑の発芽期前の日を定める件	73
○ 園芸施設共済共済額設定準則を定める件	74
○ 農業保険法施行規則第五十六條第二項第一号の農林水産大臣が定める金額等を定める件	75
○ 農業保険法施行規則第五十六條第二項第二号イの農林水産大臣が定める率を定める件	76
○ 農業保険法施行規則第五十七條第五号の表プラスチックハウスⅣ類甲の項、プラスチックハウスⅣ類乙の項、プラスチックハウスⅤ類の	

項及びプラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準並びに同表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設を定める件	77
○ 農業保険法施行規則第七十五條第四項（同令第八十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業経営の承継等に係る青色申告書の提出期間の通算の方法を定める件	78
○ 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則を定める件	79
○ 農業経営収入保険損害認定準則を定める件	81
○ 農業保険法施行規則第二百九條第二項（同令第二百三十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済に係る再保険及び保険金の限度額の算定方法を定める件	83
○ 農業保険法施行規則第二百十三條第二項及び第二百三十四條第二項において準用する同令第二百九條第二項の規定に基づき、果樹共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件	84
○ 農業保険法施行規則第二百十六條第二項及び第二百三十七條第二項において準用する同令第二百九條第二項の規定に基づき、畑作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件	85
○ 農業保険法施行規則第二百十八條第一項の農林水産大臣が定める係数を定める件	86
○ 農業保険法附則第三條第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病を定める件	87
○ 農業保険法施行規則第九條第一項の農林水産大臣の定める基準及び同条第二項の農林水産大臣が定める率を定める件	87
○ 農業保険法施行規則第十二條第一項第一号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を定める件	89
○ 農業保険法施行規則第十二條第四項第一号の農林水産大臣が定める暴風雨を定める件	90
○ 農業保険法施行規則附則第十八條の農林水産大臣が定める基準を定める件	91
告示番号検索一覧	92

○農業保険法施行規則第二条第一項の負担金交付区分を定める件

(平成三十年三月二十七日農林水産省告示第六百二十六号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二条第一項の規定に基づき、同項の負担金交付区分を次のように定める。
農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二条第一項の農林水産大臣が定める共済関係の区分は、次の表の上欄に掲げる共済事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

共済事業の種類	負担金交付区分	
	第一交 付区分	第二交 付区分
農作物 共済	第一交 付区分	水稲及び陸稲に係る共済関係
果樹共 済	第一交 付区分	全相殺減収方式（規則第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。） 全相殺品質方式（規則第百十九条第一項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。） 半相殺方式（規則第百十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。） （短縮方式（規則第百三十七条第二項の申出に係る共済関係をいう。以下同じ。）及び特定危険方式（規則附則第十三条第一項に規定する特定危険方式をいう。以下同じ。）を除く。） 地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。） 災害収入共済方式（規則第百十九条第一項第五号に規定する災害収入共済方式をい

畑作物 共済	第二交 付区分	第一交 付区分
	樹園地方式（規則附則第十一条第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。）（短縮方式及び特定危険方式を除く。） 樹体共済の共済関係	半相殺方式（短縮方式及び特定危険方式に限る。） 樹園地方式（短縮方式及び特定危険方式に限る。）
	さとうきびに係る共済関係	
	茶に係る共済関係	
	たまねぎに係る共済関係	

附則
この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法第十二条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件

(平成三十年三月二十七日農林水産省告示第六百二十三号)

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第二条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を次のように定める。

- 1 死亡廃用共済の包括共済関係（農業保険法（以下「法」という。）第四百一条第一項に規定する包括共済関係をいう。以下同じ。）に係る 法第十二条の農林水産大臣が定める金額は、肉豚以外の家畜にあつては別表第一の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に 当該区分に属する家畜の当該包括共済関係に係る頭数を乗じて得た金額を当該包括共済関係につき合計して得た金額を、肉豚にあつては当該包括共済関係の共済金額をそれぞれ共済金額とし、基準共済掛金率（法第四百四十四条第一項の基準共済掛金率をいい、法第一百七十七条第一項の申出に係る共済関係にあつては、当該基準共済掛金率に、農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号。以下「規則」という。）第七十六条の農林水産大臣が定める率の法第四百四十四条第三項の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率をいう。次項において同じ。）を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金として算定される金額に、二分の一（豚に係るものにあつては、五分の二。以下「国庫負担割合」という。）を乗じて得た金額とする。
- 2 死亡廃用共済の個別共済関係（規則第四十九条第二項に規定する個別共済関係をいう。以下同じ。）に係る法第十二条の農林水産大臣が定める金額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を共済金額とし、基準共済掛金率を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金として算定される金額に、国庫負担割合を乗じて得た金額とする。
- 3 疾病傷害共済の包括共済関係に係る法第十二条の農林水産大臣が定める金額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する家畜の当該包括共済関係に係る頭数を

乗じて得た金額を当該包括共済関係につき合計して得た金額に支払限度率（規則第九十九条に規定する支払限度率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を共済金額とし、基準共済掛金率（法第四百四十四条第二項第一号の基準共済掛金率及び同項第二号の基準共済掛金率を合計した率をいう。以下同じ。）を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金として算定される金額に、国庫負担割合を乗じて得た金額とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（死亡廃用共済）

区 分	金 額
繁殖用雌牛（特定登録牛に限る。）	五三七、〇〇〇円
繁殖用雌牛（特定登録牛を除く。）	三二二、〇〇〇円
育成乳用成牛	三一、〇〇〇円
牛	四、〇〇〇円
育成・肥育牛	三二二、〇〇〇円
肥育用成牛	三〇六、〇〇〇円
肉用子牛（肉用種を除く。）	六四、〇〇〇円
特定登録牛の胎児	一〇五、〇〇〇円
特定登録牛以外の牛の	

種雄馬		種雄牛		種豚	一般馬	肉用牛		乳用牛		種雄馬		種雄牛		種豚	育成・肥育馬	繁殖用雌馬	胎児		
種雄牛（肉用種に限る。）		種雄牛（乳用種に限る。）				肉用子牛（肉用種を除く。）		乳用子牛		種雄牛（肉用種に限る。）		種雄牛（乳用種に限る。）							
種雄馬		種雄牛（肉用種に限る。）		種雄牛（乳用種に限る。）		肉用子牛（肉用種を除く。）		乳用子牛		種雄牛（肉用種に限る。）		種雄牛（乳用種に限る。）		種豚		胎児			
種雄馬		種雄牛（肉用種に限る。）		種雄牛（乳用種に限る。）		肉用子牛（肉用種を除く。）		乳用子牛		種雄牛（肉用種に限る。）		種雄牛（乳用種に限る。）		種豚		胎児			
六、四三一、二五〇円		九二八、七五〇円		一、五二二、五〇〇円		八〇、〇〇〇円		三九〇、〇〇〇円		三九〇、〇〇〇円		三九〇、〇〇〇円		三八二、五〇〇円		六七一、二五〇円		五六一、二五〇円	
三九〇、〇〇〇円		三八二、五〇〇円		六七一、二五〇円		五六一、二五〇円		三九〇、〇〇〇円		三九〇、〇〇〇円		三八二、五〇〇円		六七一、二五〇円		五六一、二五〇円		三九〇、〇〇〇円	
五、一四五、〇〇〇円		七四三、〇〇〇円		一、二一〇、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円	
一、二一〇、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円		一、一九二、〇〇〇円	
七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円	
七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円		七、一四三、〇〇〇円	

別表第一（疾病傷害共済）

- （備考）別表第一及び別表第二の上欄に掲げる家畜の区分の意義は、次に定めるとおりとする。
- 一 搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬及び育成・肥育馬 規則第一百一条第一項第一号から第六号までに規定する搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬及び育成・肥育馬
 - 二 乳用牛、肉用牛及び一般馬 規則第一百一条第二項第一号から第三号までに規定する乳用牛、肉用牛及び一般馬
 - 三 特定登録牛 繁殖用雌牛であって、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第三項の家畜登録機関のうち、全国和牛登録協会、日本あか牛登録協会、日本短角種登録協会又は北海道酪農畜産協会のそれぞれ全国和牛登録協会登録規程、日本あか牛登録協会登録規程、日本短角種登録規程又は日本アングス・ヘレフォード種登録規程により高等登録の証明書の交付を受けているもの
 - 四 育成乳用成牛 出生後第五月の月の末日（規則第四十条第一号の規定により農林水産大臣がその日前の日を定めた地域にあつては、その定められた日。以下同じ。）を経過した乳牛の雌
 - 五 乳用子牛 出生後第五月の月の末日を経過しない乳牛の雌
 - 六 繁殖用育成牛 育成・肥育牛のうち、肥育用成牛以外の出生後第五月の月の末日を経過した牛
 - 七 肉用子牛 育成・肥育牛のうち、出生後第五月の月の末日を経過しない牛
 - 八 肥育用成牛 育成・肥育牛のうち、出生後第五月の月の末日を経過した牛であつて、肥育（専ら肉量の増加及び肉質の向上を図ることを目的として飼養することをいう。）の対象となるもの

○農業保険法第十五条の規定に基づき、園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件

(平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百九号)

農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の規定に基づき、園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の限度額を次のように定める。

農業保険法(以下「法」という。)第十五条の農林水産大臣の定める金額は、次のとおりとする。

一 組合員等(法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額(農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第五十六条第二項の申出により、同条第一項の規定により定められる金額に同条第二号に掲げる金額を加えた金額を共済価額とする共済関係にあつては、当該共済金額から、同号に掲げる金額に当該共済関係に係る共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額。以下同じ。)の合計額が一億六千万円を超えないときは、当該共済関係ごとに、基準共済掛金率(法第六十条第一項の基準共済掛金率をいい、法第一百七十七条第一項の申出に係る共済関係にあつては、当該基準共済掛金率に、規則第七十六条の農林水産大臣が定める率の法第六十条第二項の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率をいう。以下同じ。)を共済掛金率とした場合に共済掛金として算定される金額の合計金額の二分の一に相当する金額

二 組合員等ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額の合計額が一億六千万円を超えるときは、これらの共済関係に係る共済金額を当該共済関係に係る共済責任期間の開始する時の早い順(共済責任期間の開始する時が同じである共済関係にあつては、当該共済関係に係る基準共済掛金率の高い順)に順次加算した場合の一億六千万円までの部分の共済金額又は共済金額の部分に係る共済関係ごとに、当該共済金額

又は共済金額の部分に相当する金額をそれぞれ共済金額とし、基準共済掛金率を共済掛金率とした場合に共済掛金として算定される金額の合計金額の二分の一に相当する金額

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十四号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第三条第三項第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める係数を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

農業保険法施行規則第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数は、次のとおりとする。

n

— (回令第五四四号に規定する関係にあつては、1)

12

nは、当該家畜共済の共済関係に係る共済掛金期間の月数(二月未満の端数があるときは、当該端数を一月とする。)

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十五号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第二十七条第一項第六号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する任意共済を次のように定める。

農業保険法施行規則第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済は、農業に従事する者の農機具を共済目的とし、共済責任の終了又は満了に伴う経年減価を共済事故とする任意共済とする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第三十三條第一項（同條第四項及び同令第六十七條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連合会特別交付金の限度額に係る算式を定める件

（平成三十年三月二十七日農林水産省告示第六百二十七号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第三十三條第一項（同條第四項及び同令第六十七條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連合会特別交付金の限度額に係る算式を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第三十三條第一項（規則第六十七條において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める算式は、次のとおりとする。

$$A \times r$$

$$\text{ただし、} \Sigma (A \times r) > B \text{ のときは、}$$

$$\frac{\Sigma (A \times r)}{B} \text{ とする。}$$

Aは、共済事業の種類ごとに、当該農業共済組合又は共済事業を行う市町村（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第七十七條第一項に規定する共済事業を行う市町村をいう。以下同じ。）（以下「農業共済組合等」という。）が当該事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度。以下同じ。）の前事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前会計年度。以下同じ。）において、法第二百二十六條後段の費用並びに法第二百二十七條及び第二百二十八條第一項の施設（損害防止のため必要な施設に限る。）をするのに必要な費用として支払った金額

rは、農作物共済にあつては当該事業年度の前事業年度の農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第二十二條第一項第二号に規定する農作物責任保険歩合を令第二十一條第一項に規定する農作物保険区分ごとの当該事業年度の前事業年度の共済掛金の合計金額により加重平均して得た率、家畜

共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済にあつては共済事業の種類ごとの当該事業年度の前事業年度の総保険金額の総共済金額に対する割合、果樹共済にあつては当該事業年度の前事業年度の令第二十四條第一項第二号に規定する果樹責任保険歩合を令第二十一條第三項に規定する果樹保険区分ごとの当該事業年度の前事業年度の共済掛金の合計金額により加重平均して得た率

$\Sigma (A \times r)$ は、当該農業共済組合等が属する都道府県連合会（法第十一條第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）の組合員たる全ての農業共済組合等の $\Sigma X \times r$ の合計金額

Bは、共済事業の種類ごとに、当該農業共済組合等が属する都道府県連合会の前事業年度の剰余金のうち、特別積立金として積み立てる金額の二分の一に相当する金額（当該都道府県連合会が総会の議決を経て特別積立金の金額を超えない範囲内で異なる金額を定めたときは、その金額）

2 規則第三十三條第四項において準用する同條第一項の農林水産大臣が定める算式は、次のとおりとする。

法第十條第一項に規定する全国連合会が、總會の議決を経て定めた金額

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 平成三十四年四月一日に開始する事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、会計年度）における規則第三十三條第一項（規則第六十七條において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める算式は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

$$\text{農作物共済に係る算式}$$

$$A \times r1$$

$$\text{果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る算式}$$

$$A - B$$

$$\text{ただし、} \Sigma (A - B) > C \text{ のときは、}$$

(A-B) ————— C
とする。

$\Sigma (A-B)$
家畜共済及び任意共済に係る算式

$A \times R$

Aは、共済事業の種類（農作物共済にあつては共済目的の種類、果樹共済にあつては果樹無事区分（規則による改正前の農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「旧規則」という。）第二十三条の二第五項に規定する果樹無事区分をいう。以下同じ。）、畑作物共済にあつては畑作物無事区分（同項に規定する畑作物無事区分をいう。以下同じ。））ごとに、農業共済組合等が当該事業年度の前各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前各会計年度。以下同じ。）において、農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済にあつては旧規則第二十四条第一項、第三項及び第四項、家畜共済にあつては同条第二項、第三項及び第四項、任意共済にあつては同条第六項において準用する同条第二項の規定により無事戻し（同条第一項に規定する無事戻しをいい、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第十条第一項の規定による共済掛金の払戻しを含む。以下同じ。）をすることができ金額の限度とされる金額を旧規則第二十三条の二第一項第四号に規定する無事戻金として支払ったものとしてこれらの規定の例により算定した金額を合計して得た金額（当該農業共済組合等の属する都道府県連合会が総会の議決を経て当該金額未満の金額を定めたときは、その金額）

Bは、果樹無事区分別の果樹共済、畑作物無事区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、前事業年度の剰余金（果樹共済にあつては当該果樹無事区分に属する旧規則第十九条第一項第三号に規定する果樹区分ごとの果樹剰余金配分額（旧規則第二十二條第三項に規定する果樹剰余金配分額をいう。以下同じ。）

を、当該果樹無事区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物無事区分に属する旧規則第十九条第一項第四号に規定する畑作物区分ごとの畑作物剰余金配分額（旧規則第二十二條第四項に規定する畑作物剰余金配分額をいう。以下同じ。）を、当該畑作物無事区分につき合計して得た金額）中特別積立金として積み立てる金額（共済事業を行う市町村又は旧規則第二十四条第四項に規定する事業承継組合が同条第三項に規定する移譲組合又は同条第四項に規定する事業廃止市町村から財産の譲渡を受けて無事戻しを行う場合には、同条第五項の農林水産大臣の定める金額）の二分の一に相当する金額

$\Sigma (A-B)$ は、当該農業共済組合等の属する都道府県連合会の組合員たる全ての農業共済組合等のA-Bの合計金額

Cは、果樹無事区分別の果樹共済、畑作物無事区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該農業共済組合等の属する都道府県連合会の前事業年度の剰余金（果樹共済にあつては当該果樹無事区分に属する旧規則第十九条第六項に規定する果樹共済再保険区分ごとの果樹剰余金配分額を当該果樹無事区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物無事区分に属する改正法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「旧法」という。）第三百三十四條第三項に規定する畑作物共済再保険区分ごとの畑作物剰余金配分額を当該畑作物無事区分につき合計して得た金額）中特別積立金として積み立てる金額の二分の一に相当する金額（当該都道府県連合会が、総会の議決を経て当該金額を超え、かつ、特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額）

Rは、農作物共済の共済目的の種類ごとに、当該事業年度の前三事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前三会計年度）に属する各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、各会計年度。以下同じ。）の共済掛金の合計金額のうち組合員等の負担に係る部分の金額の合計額を重みとして、当該各事業年度の旧法第百

二十三条第一項第一号ロに規定する通常責任保険歩合及び令第二十二條第一項第二号に規定する農作物責任保険歩合を算術平均して得た率

r²は、家畜共済及び任意共済の区分ごとに、当該事業年度の前各事業年度のうち当該農業共済組合等が旧規則第二十四條第二項（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定により定款等で定める期間に属する各事業年度の共済掛金の合計金額（家畜共済にあつては、当該合計金額のうち組合員等の負担に係る部分の金額の合計額）を重みとして、当該各事業年度の総保険金額の総共済金額に対する割合を算術平均して得た率

○農業保険法施行規則第三十四條第三号の農林水産大臣が指定する有価証券を定める件

（平成三十年三月二十七日農林水産省告示第六百二十八号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第三十四條第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する有価証券を次のように定める。

農業保険法施行規則第三十四條第三号の農林水産大臣が指定する有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 特別の法律により法人の発行する債券
- 二 一般担保付きの社債券
- 三 公社債投資信託の受益証券
- 四 貸付信託の受益証券

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後第五月の末日
前及び同条第二号の馬の出生の末日前の日を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十六号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第
四十条第一号及び第二号の規定に基づき、同条第一号の牛の出生
後第五月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の末日
前の日を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第四十条第一号の
規定により農林水産大臣が定める牛の出生後第五月の末日前
の日は、次に掲げる地域にあつては、出生後第四月の末日と
する。

宮城県

山形県

富山県

長野県

鳥取県

香川県

2 規則第四十条第二号の規定により農林水産大臣が定める馬の出
生の年の末日前日は、北海道の区域にあつては出生後第四月
の末日(次に掲げる地域にあつては、出生後第二月の末日)、
鹿児島県の区域にあつては出生後第五月の末日とする。

北海道室蘭市

苫小牧市

登別市

伊達市

虻田郡豊浦町

洞爺湖町

有珠郡

白老郡

勇払郡厚真町

安平町

むかわ町

沙流郡

新冠郡

浦河郡

三月二十七日農林水産省告示第様似郡

幌泉郡

日高郡

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第四十六条の農林水産大臣の定める金額を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十七号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第四十六条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の定める金額を次のように定める。

農業保険法施行規則第四十六条の農林水産大臣の定める金額は、設置面積一アール当たり三万円とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第四十九条第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十八号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第四十九条第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害を次のように定める。

農業保険法施行規則第四十九条第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害は、次に掲げるものとする。

- 一 創傷性心のう炎
- 二 放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ又は不慮の舌断裂で採食不能となるもの

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する

○農業保険法第九十九条第二項（同法第百条第四項及び第百八条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣の定める基準を定める件

（昭和三十九年一月二十五日農林省告示第七十二号）

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条第二項（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同項の主務大臣の定める基準を次のように定め、昭和三十九年二月一日から施行する。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条第二項（法第百条第四項及び第百八条において準用する場合を含む。）の基準は、水稲にあつては十アール、陸稲及び麦にあつては十アールに、当該共済目的の種類たる農作物につき耕作の業務を営む者であつて当該組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。）の区域（法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては共済事業の実施区域、法第十条第一項に規定する全国連合会で法第百条第一項の規定により共済事業を行うものにあつては同項に規定する特定区域）内に住所を有するものの数及び構成員の全てが当該区域内に住所を有する農業共済資格団体の数を合計して得た数を乗じて得た面積とする。

附 則（平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百三十八号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法第百一条第一項の農林水産大臣の定める共済事業の規模の基準を定める件

（昭和三十三年十二月二十五日農林省告示第千六百六十六号）

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条の二第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める共済事業の規模の基準を次のように定める。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百一条第一項の農林水産大臣の定める基準は、当該農業共済組合についての次の各号に掲げる金額の合計額（以下「前年度共済金額」という。）が、当該農業共済組合の区域をその区域に含む都道府県の区域内に存する全ての農業共済組合及び法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村の前年度共済金額の合計額を昭和三十三年一月一日において当該都道府県の区域内に存した農業共済組合の数で除して得た額の二分の一に相当する金額以上であることとする。

一 当該農業共済組合が法第百一条第一項の申出（以下「移譲の申出」という。）をする前年度の共済目的に係る農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の共済金額の合計額

二 当該農業共済組合が移譲の申出をする年度の前年度に新たに家畜共済に付された家畜に係る共済金額の合計額

三 当該農業共済組合が移譲の申出をする年度の前二年度から前年度にわたり引き続き家畜共済に付された家畜に係る共済金額の合計額

四 当該農業共済組合が移譲の申出をする年度の前年度にその共済責任期間が開始した園芸施設共済の共済関係に係る共済金額の合計額

附 則（平成三十年三月二十七日農林水産省告示第六百二十四号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法第六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十二号)

農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第六十二条の規定に基づき、任意共済の共済金額の最高額を次のように定める。

農業保険法第六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 農業に従事する者の建物を共済目的とする任意共済(次号に掲げるものを除く。) 建物一棟につき四千万円
- 二 農業に従事する者の建物を共済目的とし、風水害、雪害その他の自然災害(落雷を除く。)を共済事故としない任意共済 建物一棟につき六千万円
- 三 農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済 農機具一台につき二千万円

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第七十四条第二項第三号の農林水産大臣が指定する届出伝染病を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十九号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第七十四条第二項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する届出伝染病を次のように定める。

農業保険法施行規則第七十四条第二項第三号の農林水産大臣が指定する届出伝染病は、次に掲げるものとする。

- 一 ニパウイルス感染症
- 二 豚エンテロウイルス性脳脊髄炎

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農作物共済損害認定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百三十九号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第八十二条(同令第七十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、農作物共済損害認定準則を次のように定める。

農作物共済損害認定準則

第一 組合等が行う損害の額の認定

1 組合等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。))第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。)は、全相殺方式(農業保険法施行規則(以下「規則」という。))第八十七条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。)の共済関係について法第三十条第三号の規定による通知(以下「損害通知」という。)を受けたときは、その通知をした組合員等(法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が耕作する農作物に係る収穫量を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならぬ。

- 一 農作物共済基準収穫量等設定準則(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十号。以下「設定準則」という。))第一項第一号イの規定に基づき基準収穫量(法第三十六条第一項第一号の基準収穫量をいう。以下同じ。)を定めている場合
乾燥調製施設における計量結果(麦にあつては、乾燥調製施設の計量結果又は売渡数量)の確認(収穫物のうち乾燥調製施設に搬入されないものについては、収穫前における検見又は実測)
- 二 設定準則第一項第一号ロの規定に基づき基準収穫量を定めている場合
当該組合員等の青色申告書(規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。))及びその関係書

類の確認

2 組合等は、半相殺方式(規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。)の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等に、共済事故による損害が生じた耕地の全てにつき当該耕地ごとの見込収穫量を申告させ、収穫前に、当該耕地の一部につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

3 組合等は、災害収入共済方式(規則第八十七条第一項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。)の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が耕作する農作物に係る収穫量及び品質を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

- 一 設定準則第三第一号の規定に基づき基準生産金額(法第三十六条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。)を定めている場合
当該組合員等からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料の確認(収穫物のうち加工若しくは販売の委託又は売渡しが行われないものについては、収穫前における実測)
- 二 設定準則第三第二号の規定に基づき基準生産金額を定めている場合
当該組合員等の青色申告書及びその関係書類の確認
- 4 組合等は、一筆方式(規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。)の共済関係について損害通知を受けたときは、収穫前に、その通知に係る耕地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。
- 5 組合等は、地域インデックス方式(規則第八十七条第一項第三

号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。)の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認しなければならぬ。

6 組合等は、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の共済関係に係る損害通知において、全損耕地(規則第九十六条第二項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。)がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、全損耕地に該当するか否かを調査しなければならぬ。

7 組合等は、全相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の共済関係であって一筆半損特約(規則第八十七条第五項に規定する一筆半損特約をいう。)を付したものに係る損害通知において、半損耕地(規則第九十六条第三項に規定する半損耕地をいう。以下同じ。)がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、半損耕地に該当するか否かを調査しなければならぬ。

8 組合等は、前各項の規定による調査(以下「**悉皆調査**」という。)を行わせるため、損害評価員(損害の防止又は認定等の業務に従事する者をいう。以下同じ。)を任命することができる。

9 組合等は、**悉皆調査**を組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

10 組合等は、第一項から第四項までの規定による調査(第一項及び第三項の規定による調査にあつては、収穫前の検見又は実測の方法によるものに限る。)を行うため、当該組合等の区域(法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第七十条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。)を区分して当該調査を行う単位となる地区(以下「**損害評価地区**」という。)を定めなければならない。ただし、組合等の区域

内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅少である場合であつて、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。

11 組合等は、損害評価地区を定めたときは、損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

12 組合等は、損害評価地区を定めて調査を行ったときは、当該調査の終了後遅滞なく、損害評価地区ごとに、当該調査を行った耕地の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査(以下「**抜取調査**」という。)を検見又は実測の方法(第三項の規定による収穫前における実測の方法による調査を行った場合の抜取調査にあつては、**実測の方法**)により行わなければならない。ただし、組合等が第一項から第四項までの規定による調査を収穫前における実測の方法により行った場合は、当該組合等は抜取調査を省略することができる。

13 抜取調査は、組合等の職員及び損害評価会の委員(組合等が必要があると認める場合にあつては、組合等の職員、損害評価会の委員及び損害評価員)により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島(組合等の事務所が所在するものを除く。)に限る。以下同じ。)が含まれる場合は、当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。

14 組合等は、**悉皆調査**及び**抜取調査**を終了したときは、損害評価

会の意見を聴いて、全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式にあつては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき減収量（以下「共済減収量」という。）を、災害収入共済方式にあつては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき生産金額の減少額（以下「共済減少額」という。）を、一筆方式にあつては耕地ごとに共済減収量を算定し、これに基づき共済金の支払見込額である損害の額を認定しなければならない。

15 組合等は、前項の規定による認定に係る組合員等の数又は耕地の面積、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつては連合会認定区分ごとに合計して都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に通知し、特定組合等にあつては政府保険認定区分ごとに合計して農林水産大臣に報告しなければならない。

16 前項の連合会認定区分及び政府保険認定区分は、連合会認定区分にあつては農作物連合会保険区分（規則第六十一条に規定する農作物連合会保険区分をいう。）を、政府保険認定区分にあつては農作物政府保険区分（規則第二百二十七条に規定する農作物政府保険区分をいう。以下同じ。）を、それぞれ共済金の支払時期により細分した区分として組合等が定める区分とする。

17 組合等（特定組合等を除く。以下この項において同じ。）は、都道府県連合会から第二第九項及び第十三項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量又は金額が第十四項の規定により組合等が算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、当該組合等が同項の規定により算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計が都道府県連合会の通知に係る数量又は金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等又は耕地及び共済減収量又は共済減少額

を修正して、損害の額を認定しなければならない。

18 特定組合等は、第十五項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府保険認定区分ごとの合計が、政府保険認定区分別の農作物通常責任共済金額（共済掛金区分（法第三百三十七条第一項に規定する共済掛金区分をいう。以下同じ。）ごと及び危険段階（同項に規定する危険段階をいう。以下同じ。）ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率（規則第六十三条第一項の危険段階別農作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、政府保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えると認めるときは、当該政府保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農作物政府保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該農作物政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

19 特定組合等は、前項の農林水産大臣の認定を受けることができなかつたときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第十四項、第十五項及び前項の規定の例により、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

20 特定組合等は、第十八項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を申し出なければならない。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定

1 都道府県連合会は、法第七十二条において準用する法第三百三十条第三号の規定による通知を受けた場合であつて、組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）が収穫前における検見又は実測の方法による収穫量の調査を行うときは、その通知に係る組合等の区域内の損害の額を認定するため、抜取調査の方法に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）を実測の方法

- 又は実測及び検見の方法により行わなければならない。ただし、当該組合等の共済金を支払うべき損害が軽微であることその他の理由により調査すべき耕地が著しく僅少である場合には、連合会抜取調査を検見の方法により行うことができる。
- 2 組合等が第一第一項から第四項までの規定による調査（収穫前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査への参加をもつて連合会抜取調査に代えることができる。
- 3 組合等の区域に離島が含まれる場合において、組合等が当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行ったときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県連合会は連合会抜取調査を省略することができる。
- 4 都道府県連合会は、損害の額の認定を的確に行うために必要があると認めるときは、連合会抜取調査に併せて、共済事故による損害が発生した耕地の見回りによる調査（以下「見回り調査」という。）を行うものとする。
- 5 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を行わせるため、損害評価員を任命することができる。
- 6 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。
- 7 都道府県連合会は、連合会抜取調査を行うため、当該都道府県連合会の区域を区分して連合会抜取調査を行う単位となる地区を定めることができる。この場合において、当該地区を定めたときは、当該地区ごとに、当該地区を担当する都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。
- 8 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等の連合会認定区分ごとの共済減収量又は共済減少額を算定し、これに基づき、共済金の支払見込額である損害の額を認定するとともに、当該共済減収量又は共済減少額及び損害の額を組合等に通知しなければならない。
- 9 都道府県連合会は、前項の規定による認定に係る共済減収量又は共済減少額及び損害の額並びに保険金の支払見込額を政府再保険認定区分ごとに合計して、農林水産大臣に報告しなければならない。
- 10 前項の政府再保険認定区分は、農作物再保険区分（規則第二百三条に規定する農作物再保険区分をいう。以下同じ。）を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分とする。
- 11 都道府県連合会は、第九項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府再保険認定区分ごとの合計が、政府再保険認定区分別の農作物通常責任共済金額（共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を、政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超える部分の金額が政府再保険認定区分別の農作物通常責任保険金額（当該共済金額の総額に規則第二百七条第一項の危険段階別農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えるときは、当該政府再保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農作物再保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該農作物再保険区分に係る再保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。
- 12 都道府県連合会は、前項の規定による農林水産大臣の認定を受けたときは、その結果を組合等に通知しなければならない。
- 13 都道府県連合会は、第十一項の農林水産大臣の認定を受けるこ

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

とができなかつたときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第八項、第九項及び第十一項の規定の例により、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

14 都道府県連合会は、第十一項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第三 その他

1 組合等及び都道府県連合会は、第一及び第二の規定による損害の額の認定によることのできない特異な損害が広範囲にかつ多数発生した場合は、これらの規定にかかわらず、農林水産省経営局長の承認を得た方法により損害の額の認定を行うことができる。

2 組合等及び都道府県連合会は、麦に係る共済減収量又は共済減少額の算定に当たっては、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項に規定する対象農業者については、同法第三条第一項第一号に掲げる交付金に相当する数量又は金額を差し引くものとする。

3 組合等及び都道府県連合会は、その区域を管轄する地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖繩総合事務局農林水産センター及び沖繩総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生年月日、災害の場所、災害の程度その他の災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければならない。

4 組合等及び都道府県連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。

附 則

○家畜共済損害認定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十二号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第八十二条(同令第七十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、家畜共済損害認定準則を次のように定める。

家畜共済損害認定準則

第一 組合等が行う死亡廃用共済の損害の額の認定

1 組合等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。))第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。は、組合員等(法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。))から死亡廃用共済に係る法第三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、現地において、当該通知に係る家畜(牛の胎児を含む。以下同じ。))が当該組合等の死亡廃用共済に付されていること、当該家畜に死亡廃用共済に係る共済事故が生じたこと、その共済事故が火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病(特定肉豚(農業保険法施行規則(以下「規則」という。))第四十条第四号に規定する特定肉豚をいう。以下同じ。))にあっては、規則第七十四号第二項第三号の規定により農林水産大臣が指定するものに限る。))をいう。又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))による死亡又は廃用(以下「特定事故」という。))であるかどうか及び当該家畜(母牛が死亡又は廃用したことに伴い死亡した牛の胎児、第三項の規定により確認される種豚及び死亡した肉豚を除く。))について獣医師の診療(検案を含む。))を求めたことを確認しなければならない。

2 組合等の区域(法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第七十条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施区域。以下同じ。))に離島(離島振興法(昭和二十八年

法律七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島(組合等の事務所が所在する離島を除く。))に限る。以下同じ。))が含まれる場合において、組合等の職員が離島において前項の規定による確認(以下「現地確認」という。))をすることが困難なときは、あらかじめ、特定組合等(法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。))以外の組合等(以下「組合等」という。))に所属する都道府県連合会(法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。))、特定組合等(以下「組合等」という。))にあっては農林水産大臣の同意を得て、現地確認を損害評価員(損害の防止又は認定等の業務に従事させるため、組合等が任命した者をいう。以下同じ。))に行わせることができる。

3 組合等は、組合員等から死亡廃用共済に係る法第三十条第三号の規定による通知を受けた場合において、その通知が種豚又は特定肉豚の死亡(特定事故を除く。))に係るものであるときは、前二項の規定にかかわらず、現地確認に代えて、当該組合員等に、当該通知に係る種豚又は特定肉豚を撮影した画像を電磁的方法(法第二十三条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。))により提供させ、当該種豚又は特定肉豚が当該組合等の死亡廃用共済に付されていること及び当該種豚又は特定肉豚の死亡(特定事故を除く。))が生じたことを確認することができる。

4 組合等は、現地確認をした後、共済事故に係る家畜について、次に掲げる事項を調査し、及び第一号に掲げる価額を算定した上で、規則第一百五十一条の規定により算定される損害の額(以下「死亡廃用共済の損害の額」という。))を認定しなければならない

い。

一 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

二 手当金、補償金等の有無及びその額

5 第二項の規定により損害評価員が現地確認を行った場合における前項の規定による調査は、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつてはその所属する都道府県連合会の同意を、特定組合等にあつては農林水産大臣の同意を得て、損害評価員に行わせることができる。

6 第四項第一号に掲げる事項の算定は、肉皮等残存物の価額にあつてはその売渡価格、廃用家畜の価額にあつては組合等の区域の家畜が主に取引される家畜市場（家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場をいう。以下同じ。）における取引価格（組合等の区域に家畜市場がないときは、当該区域における一般的な取引価格）を基準として行わなければならない。ただし、種雄牛以外の牛について、肉皮等残存物又は廃用家畜が食肉として利用される場合において、当該売渡価格又は当該取引価格が次の算式により算定される金額を下回るときは、当該金額を基準として行わなければならない。

$A \times B - C$

Aは、次に掲げる金額

イ 当該組合等の区域の家畜に係る枝肉が主に取引される卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場であつて食肉の取引が行われるものをいう。以下同じ。）において前年に取引された最低規格（規則第四十九条第一項第三号の規定により廃用と認定された乳牛の雌以外の牛及び同項第五号の規定により廃用と認定された乳牛の雌については、最低規格より一等級上に格付けされる規格。以下同じ。）の枝肉の一キログラム当たりの平均価格
ロ 前号の平均価格を算出することが困難である場合にあつて

は、当該組合等の区域の近隣地域において家畜に係る枝肉の卸売取引が行われている他の卸売市場における前年に取引された最低規格の枝肉の一キログラム当たりの平均価格

ハ 前二号の平均価格を算出することが困難である場合にあつては、全ての食肉中央卸売市場（卸売市場法第二条第三項に規定する中央卸売市場であつて食肉の取引が行われるものという。）において前年に取引された最低規格の枝肉の一キログラム当たりの平均価格

Bは、肉皮等残存物についてはその枝肉重量、廃用家畜についてはその体重の二分の一に相当する重量

Cは、肉皮等残存物又は廃用家畜を枝肉に処理するために必要な費用に相当する額

7 第四項の規定による手当金、補償金等の調査は、当該共済事故による損害を填補することを主たる目的として支払われるべき全額のものについて行うものとする。

第二 都道府県連合会が行う死亡廃用共済の損害の額の認定

1 都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る法第七十二条において準用する法第三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けた場合において、当該損害通知が廃用に係るものであり、かつ、第一第一項の規定により組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）が現地確認を行うときは、当該現地確認に立ち会わなければならない。この場合において、組合等が使用するテレビ電話その他の情報通信機器を通じた映像及び音声により都道府県連合会が共済事故に係る家畜の症状等を確認した場合は、現地確認に立ち会ったものとみなす。

2 都道府県連合会は、やむを得ない理由があつて組合等が行う現地確認に立ち会うことができない場合又は組合等が第一第二項の規定により現地確認を損害評価員に行わせた場合には、獣医師の診断書によって、損害通知に係る家畜が組合等の死亡廃用共済に

付されていること、当該家畜に廃用が生じたこと及びその共済事故が特定事故であるかどうかを確認するものとする。

3 都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る損害通知を受けた場合において、当該損害通知が死亡に係るものであり、かつ、組合等が第一第一項から第三項までの規定による確認をすることが困難な場合その他必要があると認めるときは、組合等に代わって、第一第一項若しくは第三項又は前項の規定の例による確認をしなければならぬ。

4 都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る損害通知を受けたときは、第一第四項各号に掲げる事項について調査し、及び同項第一号に掲げる金額を算定した上で、死亡廃用共済の損害の額を認定しなければならぬ。この場合において、当該調査及び算定には、第一第六項及び第七項の規定を準用する。

第三 組合等が行う疾病傷害共済の損害の額の認定

1 組合等は、組合員等から疾病傷害共済に係る法第三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、獣医師の診断書によって、当該通知に係る家畜が当該組合等の疾病傷害共済に付されていること及び疾病傷害共済に係る共済事故が生じたことを確認しなければならぬ。

2 組合等は、前項の規定による確認をした後、次に掲げる事項を審査し、規則第一百七条第一項の規定により算定される損害の額（以下「疾病傷害共済の損害の額」という。）を認定しなければならぬ。

一 共済事故に対する診療その他の行為であつて、共済金の支払の対象となるもの内容

二 前号の診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用の額

3 前項第一号に掲げる事項の審査は、当該共済事故に対して通常必要とされる診療その他の行為を基準として行わなければならない

い。

第四 都道府県連合会が行う疾病傷害共済の損害の額の認定

1 都道府県連合会は、疾病傷害共済に係る損害通知を受けたときは、第三第二項各号に掲げる事項を審査し、疾病傷害共済の損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項の審査には、第三第三項の規定を準用する。

2 都道府県連合会は、前項の規定に基づき認定した損害の額が第三第二項の規定により組合等（特定組合等を除く。以下同じ。）の認定したものと異なるときは、組合等に、疾病傷害共済の損害の額を修正して認定させることができる。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○果樹共済損害認定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十八号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第八十二条(同令第七十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、果樹共済損害認定準則を次のように定める。

果樹共済損害認定準則

第一 組合等が行う損害の額の認定

- 1 組合等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。))第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。)は、全相殺減収方式(農業保険法施行規則(以下「規則」という。))第一百九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。)及び全相殺品質方式(同項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。以下同じ。)の共済関係について法第三十条第三号の規定による通知(以下「損害通知」という。)を受けたときは、その通知をした組合員等(法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)の樹園地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が栽培する果樹に係る収穫量(全相殺品質方式にあつては、収穫量及び品質)を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。
 - 一 果樹共済標準収穫量等設定準則(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十九号。以下「設定準則」という。))第一項第一号イ及び同項第二号イの規定に基づき標準収穫量(法第四百四十八条第一項第一号の標準収穫量をいう。以下同じ。)を定めている場合 当該組合員等からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料(以下「出荷資料」という。))の確認
 - 二 設定準則第一項第一号ロ及び同項第二号ロの規定に基づき標準収穫量を定めている場合 当該組合員等の青色申告書(規

則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。)及びその関係書類の確認

- 2 組合等は、半相殺方式(規則第一百九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。)(特定危険方式(規則附則第十三条第一項に規定する特定危険方式をいう。以下同じ。))を除く。)の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等に、共済事故による損害が生じた樹園地の全てにつき当該樹園地ごとの見込収穫量を申告させ、収穫前に、当該樹園地の一部につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

- 3 組合等は、災害収入共済方式(規則第一百九条第一項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。)の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の樹園地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が栽培する果樹に係る収穫量、品質及び生産金額を次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。
 - 一 設定準則第二号の規定に基づき基準生産金額(法第四百四十八条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。))を定めている場合出荷資料の確認
 - 二 設定準則第二号の規定に基づき基準生産金額を定めている場合 当該組合員等の青色申告書及びその関係書類の確認

- 4 組合等は、樹園地方式(規則附則第十一条第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。)(特定危険方式を除く。)の共済関係について損害通知を受けたときは、収穫前に、その通知に係る樹園地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

5 組合等は、特定危険方式の共済関係について、法第三百三十条第二号の規定による通知を受けたときであつては当該共済事故の発生の都度、損害通知を受けたときにあつては収穫前に、これらの通知に係る樹園地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

6 組合等は、地域インデックス方式（規則第一百九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の樹園地を見回つて共済事故による損害が発生していることを確認しなければならない。

7 組合等は、樹体共済の共済関係について損害通知を受けたときは、当該共済関係に係る共済責任期間の終了前に、その通知に係る樹園地の全てにつき、共済事故による損害を受けた果樹が当該組合等の樹体共済に付されていること並びに当該損害を受けた果樹の本数及び損害の程度を検見又は実測の方法により調査しなければならない。

8 組合等は、前各項の規定による調査（以下「**悉皆調査**」という。）を行わせるため、損害評価員（損害の防止又は認定等の業務に従事する者をいう。以下同じ。）を任命することができる。

9 組合等は、**悉皆調査**を組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

10 組合等は、第二項、第四項、第五項又は第七項の規定による調査を行うため、当該組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第七十七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。）を区分して当該調査を行う単位となる地区（以下「**損害評価地区**」という。）を定めなければならない。ただし、組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅少である場合で

あつて、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。

11 組合等は、損害評価地区を定めたときは、損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

12 組合等は、損害評価地区を定めて調査を行ったときは、当該調査の終了後遅滞なく、損害評価地区ごとに、当該調査を行った樹園地の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査（以下「**抜取調査**」という。）を検見又は実測の方法により行わなければならない。ただし、組合等が第二項、第四項、第五項又は第七項の規定による調査を実測の方法により行った場合は、当該組合等は抜取調査を省略することができる。

13 抜取調査は、組合等の職員及び損害評価会の委員（組合等が必要があると認める場合にあつては、組合等の職員、損害評価会の委員及び損害評価員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在するものを除く。）に限る。以下同じ。）が含まれる場合は、当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。

14 組合等は、収穫共済について**悉皆調査**及び**抜取調査**を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式にあつては組合員等ごとに共済事故による果実の減収量（以下「**減収量**」という。）

を、災害収入共済方式にあつては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき生産金額の減少額（以下「共済減少額」という。）を、樹園地方式にあつては樹園地ごとに減収量を算定し、これに基づき共済金の支払見込額である損害の額を認定しなければならない。

15 組合等は、樹体共済について悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、組合員等ごとに規則第三百三十六条の規定により算定される損害の額を認定しなければならない。

16 組合等は、第十四項の認定に係る共済金の支払の対象となる組合員等の数又は樹園地の面積、減収量又は共済減少額及び損害の額並びに前項の認定に係る共済金の支払の対象となる組合員等の数及び損害の額を、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等）をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつては連合会認定区分ごととに合計して都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に通知し、特定組合等にあつては政府保険認定区分ごととに合計して農林水産大臣に報告しなければならない。

17 前項の連合会認定区分及び政府保険認定区分は、連合会認定区分にあつては果樹連合会保険区分（規則第六十二条に規定する果樹連合会保険区分をいう。）を、政府保険認定区分にあつては果樹政府保険区分（規則第二百二十八条に規定する果樹政府保険区分をいう。以下同じ。）を、それぞれ共済金の支払時期により細分した区分として組合等が定める区分とする。

18 組合等（特定組合等を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、都道府県連合会から第二第八項又は第十三項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量又は金額が第十四項の規定により組合等が算定した減収量の合計又は共済減少額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、当該組合等が同項の規定

により算定した減収量の合計又は共済減少額の合計が都道府県連合会の通知に係る数量又は金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等又は樹園地及び減収量又は共済減少額を修正して、損害の額を認定しなければならない。

19 組合等は、都道府県連合会から第二第九項又は第十三項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る金額が第十五項の規定により組合等が算定した損害の額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、当該組合等が同項の規定により算定した損害の額の合計が都道府県連合会の通知に係る金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等に係る損害の額を修正して、認定しなければならない。

20 特定組合等は、第十六項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府保険認定区分ごとの合計が、政府保険認定区分別の果樹通常責任共済金額（共済掛金区分（法第四百九条第一項に規定する收穫共済掛金区分及び樹体共済掛金区分をいう。以下同じ。））ごと及び危険段階（法第三百三十七条第一項に規定する危険段階をいう。以下同じ。））ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹通常標準被害率（規則第六十七条第一項の危険段階別果樹通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、政府保険認定区分ごととに合計して得た金額をいう。）を超えるときは、当該政府保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、果樹政府保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該果樹政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

21 特定組合等は、前項の農林水産大臣の認定を受けることができなかつたときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第十四項から第十六項まで及び前項の規定により、收穫共済にあつては減収量又は共済減少額及び損害の額を、樹体共済にあつては損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けな

なければならない。

22 特定組合等は、第二十項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定

1 都道府県連合会は、半相殺方式、樹園地方式及び樹体共済について、法第七十二条において準用する法第三十条第三号の規定による通知（特定危険方式の共済関係にあつては、法第七十二条において準用する法第三十条第二号及び第三号の規定による通知）を受けたときは、その通知に係る組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）の区域内の損害の額を認定するため、抜取調査の方法に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）を実測の方法又は実測及び検見の方法により行わなければならない。

2 組合等が第一第二項、第四項、第五項又は第七項の規定による調査（収穫共済にあつては、収穫前（特定危険方式にあつては、共済事故の発生の都度及び収穫前）において実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査への参加をもって連合会抜取調査に代えることができる。

3 組合等の区域に離島が含まれる場合において、組合等が当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行ったときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県連合会は連合会抜取調査を省略することができる。

4 都道府県連合会は、損害の額の認定を的確に行うため特に必要があるとき認めるときは、連合会抜取調査に併せて、共済事故による損害が発生した樹園地の見回りによる調査（以下「見回り調査」という。）を行うものとする。

5 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及

び見回り調査を行わせるため、損害評価員を任命することができる。

6 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

7 都道府県連合会は、連合会抜取調査を行うため、当該都道府県連合会の区域を区分して連合会抜取調査を行う単位となる地区を定めることができる。この場合において、当該地区を定めたときは、当該地区ごとに、当該地区を担当する都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

8 都道府県連合会は、収穫共済について連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等の連合会認定区分ごとの減収量又は共済減少額を算定し、これに基づき、共済金の支払見込額である損害の額を認定するとともに、当該減収量又は共済減少額及び損害の額を組合等に通知しなければならない。

9 都道府県連合会は、樹体共済について連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を終了したときは、組合等の連合会認定区分ごとの損害の額を認定するとともに、当該損害の額を組合等に通知しなければならない。

10 都道府県連合会は、第八項の規定による認定に係る減収量又は共済減少額及び損害の額並びに保険金の支払見込額又は前項の規定による認定に係る損害の額及び保険金の支払見込額を政府再保険認定区分ごとに合計して、農林水産大臣に報告しなければならない。

11 前項の政府再保険認定区分は、果樹再保険区分（規則第二百四十二条に規定する果樹再保険区分をいう。以下同じ。）を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分とする。

12 都道府県連合会は、第十項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府再保険認定区分ごとの合計が、政府再保険認定区分別の果樹通常責任共済金額（共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹通常標準被害率を乗じて得た金額を、政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えるとき、当該政府再保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、果樹再保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該果樹再保険区分に係る再保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

13 都道府県連合会は、前項の規定による農林水産大臣の認定を受けたときは、その結果を組合等に通知しなければならない。

14 都道府県連合会は、第十二項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第八項から第十項まで及び第十二項の規定の例により、収穫共済にあつては減収量又は共済減収額及び損害の額を、樹体共済にあつては損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

15 都道府県連合会は、第十二項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第三 その他

1 組合等及び都道府県連合会は、第一及び第二の規定による損害の額の認定によることができない特異な損害が広範囲にかつ多数発生した場合は、これらの規定にかかわらず、農林水産省経営局長の承認を得た方法により損害の額の認定を行うことができる。

2 組合等及び都道府県連合会は、その区域を管轄する地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。

以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生日、災害の場所、災害の程度その他の災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければならない。

3 組合等及び都道府県連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○畑作物共済損害認定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十二号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第八十二条(同令第七十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、畑作物共済損害認定準則を次のように定める。

畑作物共済損害認定準則

第一 組合等が行う損害の額の認定

1 組合等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。))第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。)は、全相殺方式(農業保険法施行規則(以下「規則」という。))第四百零一条第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。)の共済関係について法第三百三十条第三号の規定による通知(以下「損害通知」という。)を受けたときは、その通知をした組合員等(法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が栽培を行う農作物に係る収穫量(てん菜及びさとうきびにあつては収穫量及び糖度。以下第六項及び第二第一項において同じ。)又は養蚕を行う蚕繭に係る収繭量を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならぬ。

- 一 畑作物共済基準収穫量等設定準則(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十四号。以下「設定準則」という。))第一第一項第一号イの規定に基づき基準収穫量(法第五百五十三条第一項第一号の基準収穫量をいう。以下同じ。)を定めている場合 当該組合員等からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料(以下「出荷資料」という。)の確認
- 二 設定準則第一第一項第一号ロの規定に基づき基準収穫量を定めている場合 当該組合員等の青色申告書(規則第八十七条第

三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。)及びその関係書類の確認

三 設定準則第三第一項の規定により基準収繭量(法第五百五十三条第一項第一号の基準収繭量をいう。)を定めている場合 当該組合員等からその生産した繭について売渡しを受けた者の当該売渡しに係る資料の確認

2 組合等は、半相殺方式(規則第四百零一条第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。)の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等に、共済事故による損害が生じた耕地の全てにつき当該耕地ごとの見込収穫量を申告させ、収穫前に、当該耕地の一部につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

3 組合等は、災害収入共済方式(規則第四百零一条第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。)の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が栽培する農作物に係る収穫量及び価格又は生産金額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

- 一 設定準則第四第一号の規定に基づき基準生産金額(法第五百五十三条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。)を定めている場合 出荷資料の確認
- 二 設定準則第四第二号の規定に基づき基準生産金額を定めている場合 当該組合員等の青色申告書及びその関係書類の確認
- 4 組合等は、一筆方式(規則附則第十七条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。)の共済関係について損害通知を受けたときは、収穫前に、その通知に係る耕地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測

- の方法により収穫量を調査しなければならない。
- 5 組合等は、地域インデックス方式（規則第四百十条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認しなければならない。
- 6 組合等は、全相殺方式の共済関係について損害通知を受けた場合であつて、第一項第一号及び第三号に規定する方法により収穫量又は収穫量を調査することがやむを得ない理由により困難になつたと認められるときは、第一項の規定にかかわらず、収穫前又は収穫前に、その通知をした組合員等の耕地の全て（蚕繭に係るものにあつては、その通知をした組合員等）につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量又は収穫量を調査しなければならない。
- 7 組合等は、さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係に係る損害通知において、全損耕地（規則第四百八条第二項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、全損耕地に該当するか否かを調査しなければならない。
- 8 組合等は、前各項の規定による調査（以下「**悉皆調査**」という。）を行わせるため、損害評価員（損害の防止又は認定等の業務に従事する者をいう。以下同じ。）を任命することができる。
- 9 組合等は、**悉皆調査**を組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。
- 10 組合等は、第二項、第四項又は第六項の規定による調査を行うため、当該組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第七十条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。）を区分して当該調査を行う単位となる地区（以下「**損害評価地区**」という。）を定めなければならない。
- 11 組合等は、損害評価地区を定めたときは、損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。
- 12 組合等は、損害評価地区を定めて調査を行ったときは、当該調査の終了後遅滞なく、損害評価地区ごとに、当該調査を行った耕地（蚕繭に係るものにあつては、組合員等）の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査（以下「**抜取調査**」という。）を検見又は実測の方法により行わなければならない。ただし、組合等が第二項、第四項又は第六項の規定による調査を収穫前又は収穫前における実測の方法により行った場合は、当該組合等は抜取調査を省略することができる。
- 13 抜取調査は、組合等の職員及び損害評価会の委員（組合等が必要があると認める場合にあつては、組合等の職員、損害評価会の委員及び損害評価員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在するものを除く。）に限る。以下同じ。）が含まれる場合は、当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。
- 14 組合等は、**悉皆調査**及び抜取調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、全相殺方式、半相殺方式及び地域インデック

ス方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき減収量（以下「共済減収量」という。）を、災害収入共済方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき生産金額の減少額（以下「共済減少額」という。）を、一筆方式にあっては耕地ごとに共済減収量を算定し、これに基づき共済金の支払見込額である損害の額を認定しなければならない。

15 組合等は、前項の規定による認定に係る組合員等の数又は耕地の面積、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつては連合会認定区分ごとに合計して都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に通知し、特定組合等にあつては政府保険認定区分ごとに合計して農林水産大臣に報告しなければならない。

16 前項の連合会認定区分及び政府保険認定区分は、連合会認定区分にあつては畑作物連合会保険区分（共済目的の種類別の別、規則第四百十條第一項（規則附則第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する引受方式の別及び規則第四百十五條又は第四百十八條第一項各号の規定により組合員又は法第四百四條第二項に規定する共済資格者が申し出た割合の別の区分をいう。）を、政府保険認定区分にあつては畑作物政府保険区分（規則第二百二十九條に規定する畑作物政府保険区分をいう。以下同じ。）を、それぞれ共済金の支払時期により細分した区分として組合等が定める区分とする。

17 組合等（特定組合等を除く。以下この項において同じ。）は、都道府県連合会から第二第八項及び第十二項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量又は金額が第十四項の規定により組合等が算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、当該組合等が同項の規定に

より算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計が都道府県連合会の通知に係る数量又は金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等又は耕地及び共済減収量又は共済減少額を修正して、損害の額を認定しなければならない。

18 特定組合等は、第十五項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府保険認定区分ごとの合計が、政府保険認定区分別の畑作物通常責任共済金額（共済掛金区分（法第五十四條第一項に規定する共済掛金区分をいう。以下同じ。）ごと及び危険段階（法第三十七條第一項に規定する危険段階をいう。以下同じ。））ごとの共済金額の総額に危険段階別畑作物通常標準被害率（規則第二百十四條第一項の危険段階別畑作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、政府保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えるときは、当該政府保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、畑作物政府保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該畑作物政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りではない。

19 特定組合等は、前項の農林水産大臣の認定を受けることができなかつたときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第十四項、第十五項及び前項の規定の例により、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

20 特定組合等は、第十八項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定
1 都道府県連合会は、法第七十二条において準用する法第三百十條第三号の規定による通知を受けた場合であつて、組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）が収穫前における検見

又は実測の方法による収穫量及び収繭量の調査を行うときは、その通知に係る組合等の区域内の損害の額を認定するため、抜取調査の方法に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）を実測の方法により行わなければならない。

2 組合等が第一第二項、第四項又は第六項の規定による調査（収穫前又は収繭前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査への参加をもつて連合会抜取調査に代えることができる。

3 組合等の区域に離島が含まれる場合において、組合等が当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行ったときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県連合会は連合会抜取調査を省略することができる。

4 都道府県連合会は、損害の額の認定を的確に行うため特に必要があると認めるときは、連合会抜取調査に併せて、共済事故による損害が発生した耕地の見回りによる調査（以下「見回り調査」という。）を行うものとする。

5 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を行わせるため、損害評価員を任命することができる。

6 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

7 都道府県連合会は、連合会抜取調査を行うため、当該都道府県連合会の区域を区分して連合会抜取調査を行う単位となる地区を定めることができる。この場合において、当該地区を定めたときは、当該地区ごとに、当該地区を担当する都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

8 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及

び見回り調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等の連合会認定区分ごとの共済減収量又は共済減少額を算定し、これに基づき、共済金の支払見込額である損害の額を認定するとともに、当該共済減収量又は共済減少額及び損害の額を組合等に通知しなければならない。

9 都道府県連合会は、前項の規定による認定に係る共済減収量又は共済減少額及び損害の額並びに保険金の支払見込額を政府再保険認定区分ごとに合計して、農林水産大臣に報告しなければならない。

10 前項の政府再保険認定区分は、畑作物再保険区分（規則第二百五条に規定する畑作物再保険区分をいう。以下同じ。）を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分とする。

11 都道府県連合会は、第九項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府再保険認定区分ごとの合計が、政府再保険認定区分別の畑作物通常責任保険金額（共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を、政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えると認めるときは、当該政府再保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、畑作物再保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該畑作物再保険区分に係る再保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りではない。

12 都道府県連合会は、前項の規定による農林水産大臣の認定を受けたときは、その結果を組合等に通知しなければならない。

13 都道府県連合会は、第十一項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第八項、第九項及び第十一項の規定の例により、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を修正して、改めて農林水

産大臣の認定を受けなければならない。

14 都道府県連合会は、第十一項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第三 その他

1 組合等及び都道府県連合会は、第一及び第二の規定による損害の額の認定によりできない特異な損害が広範囲にかつ多数発生した場合は、これらの規定にかかわらず、農林水産省経営局長の承認を得た方法により損害の額の認定を行うことができる。

2 組合等及び都道府県連合会は、でん粉加工用ばれいしょ、大豆、てん菜及びそばに係る共済減収量の算定に当たっては、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項に規定する対象農業者については、同法第三条第一項第一号に掲げる交付金に相当する数量を差し引くものとする。

3 組合等及び都道府県連合会は、その区域を管轄する地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生年月日、災害の場所、災害の程度その他の災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければならない。

4 組合等及び都道府県連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○園芸施設共済損害認定準則を定める件

（平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十八号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、園芸施設共済損害認定準則を次のように定める。

園芸施設共済損害認定準則

第一 組合等が行う損害の額の認定

1 組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、法第三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた特定園芸施設（法第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。）、附帯施設（同条第四項第一号に規定する附帯施設をいう。以下同じ。）又は施設内農作物（同条第二号に規定する施設内農作物をいう。以下同じ。）が当該組合等の園芸施設共済に付されていること及びその損害が園芸施設共済に係る共済事故によって生じたものであることを現地において確認しなければならない。

2 組合等は、前項の規定による確認をした後、当該特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物につき次に掲げる事項を調査し、農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第六十条の規定により算定される損害の額（以下「損害の額」という。）を認定しなければならない。

一 特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の損害の割合

二 残存物の価額

三 賠償金等の有無及びその額

四 規則第五十六条第二項第一号に掲げる金額について同項の申出があった共済関係にあつては、規則第六十条第二項に規定する特定園芸施設撤去費用額

五 規則第五十六条第二項第二号に掲げる金額について同項の

申出があつた共済関係にあつては、規則第六十条第三項第一号に掲げる金額

3 前項第三号に掲げる事項の調査は、当該共済事故による損害を填補することを主たる目的として支払われるべき全てのものについて行うものとする。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定

1 都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）は、法第七十二条において準用する法第三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けたときは、組合等が第一第一項の規定により行う確認に立ち会わなければならない。ただし、損害通知に係る損害が僅少である場合は、この限りでない。

2 都道府県連合会は、損害通知が多いことその他やむを得ない理由により、前項本文の規定により組合等の行う全ての確認に立ち会うことが困難である場合は、その一部を抽出して立ち会うことができる。

3 都道府県連合会は、損害通知を受けたときは、第一第二項各号に掲げる事項を調査し、損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第三号に掲げる事項の調査には、第一第三項の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○任意共済損害認定準則を定める件

（平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十九号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任意共済損害認定準則を次のように定める。

任意共済損害認定準則

第一 農業共済組合が行う損害の額の認定

1 農業共済組合は、農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた建物又は農機具が当該農業共済組合の法第九十八条第五項に規定する建物を共済目的とする任意共済（法第六十三条第一項の規定に基づき特定組合（法第七十三条第四項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）が行う建物について生じた損害について共済金を交付する事業を含む。以下「建物共済」という。）又は農機具を共済目的とする任意共済（法第六十三条第一項の規定に基づき特定組合が行う農機具について生じた損害について共済金を交付する事業を含む。以下「農機具共済」という。）に付されている建物又は農機具であること及びその損害が当該農業共済組合の事業規程に定められた建物共済又は農機具共済の共済事故によって生じたものであることを現地において確認しなければならない。

2 農業共済組合は、前項の規定による確認をした後、当該損害を受けた建物又は農機具につき次に掲げる事項を調査し、及び第一号から第四号までに掲げる金額を算定した上で、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定しなければならない。

一 共済事故の発生する直前の建物の価額（新価特約の付されている建物（以下「新価特約付建物」という。）にあつては、再取得価額。第四において同じ。）又は農機具の新調達価額
二 建物のうち損害を生じた部分の価額及び当該部分につき生じ

た損害の程度（新価特約付建物にあつては、当該建物のうち損害を生じた部分の再建築に要する費用）

三 農機具を損害を受ける前の状態に復旧するために必要な費用の最低額

四 残存物の価額

五 賠償金等の有無及びその額

3 前項第一号に掲げる事項の算定は、共済事故の発生する直前の建物の価額にあつては当該建物の再建築に要する費用を基準とし、当該建物の使用年数、損耗の程度等を勘案して行い、新価特約付建物の再取得価額にあつては当該建物の再建築に要する費用を基準として行い、農機具の新調達価額にあつては当該農機具と同一の機種で同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する費用を基準として行わなければならない。

4 第二項第五号に掲げる事項の調査は、当該共済事故による損害を補填することを主たる目的として支払われるべき全てのものについて行うものとする。

5 共済事故が、当該共済事故に係る建物又は農機具を建物共済又は農機具共済に付すことにより成立した共済関係の存する者の悪意又は重大な過失により生じた疑いがある場合には、農業共済組合は、当該農業共済組合の区域の全部又は一部を管轄する警察署、消防署又は消防団の長に対して当該共済事故の原因につき照会をしなければならない。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定

1 都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）は、法第七十二条において準用する法第三十条第三号の規定による通知を受けたときは、農業共済組合が第一第一項の規定により行う確認に立ち会わなければならない。ただし、通知された共済事故に係る損害が僅少である場合は、この限りでない。

2 都道府県連合会は、前項の通知を受けたときは、第一第二項各号に掲げる事項について調査し、同項第一号から第四号までに掲げる事項を算定した上で、組合等が支払うべき共済金に係る損害の額を認定しなければならない。この場合において、第一第二項第一号に掲げる事項の算定及び同項第五号に掲げる事項の調査には、第一第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一の規定は、法第六十三條第二項の規定により都道府県連合会が行う建物又は農機具について生じた損害について共済金を支払う事業について準用する。

第三 全国連合会が行う損害の額の認定

1 全国連合会（法第十条第一項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。）は、特定組合又は都道府県連合会から、法第七十四条において準用する法第三十条第三号の規定による通知を受けたときは、共済事故の種類、その原因及び経過、当該特定組合又は都道府県連合会が支払うべき共済金又は保険金の額その他当該通知の内容を審査し、必要に応じ調査し、第二第二項第一号から第四号までに掲げる事項を算定した上で、保険金又は再保険金の支払請求ごとに農業共済組合が支払うべき共済金に係る損害の額を認定しなければならない。

2 第一の規定は、全国連合会が行う建物共済（法第六十三條第三項の規定による建物について生じた損害について共済金を支払う事業を含む。）及び農機具共済（同項の規定による農機具について生じた損害について共済金を支払う事業を含む。）について準用する。

第四 認定の基準の作成等

1 都道府県連合会は、その組合員である農業共済組合に対し、第一第二項第一号の共済事故の発生する直前の建物の価額又は農機具の新調達価額を適正に算定させるため、その算定の基準を作成し、必要な指導を行うものとする。

2 特定組合は、第一第二項第一号の共済事故の発生する直前の建物の価額又は農機具の新調達価額を適正に算定するため、その算定の基準を作成するものとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法第三十六条第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第八十七条第一項（同令附則第八條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件

（平成三十年三月十四日農林水産省告示五百三十九号）

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十六條第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十七條第一項（同令附則第八條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第百三十六條第一項の農林水産大臣が定める区分及び同令第八十七條第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

1 農業保険法第百三十六條第一項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分は、水稻及び麦について定めるものとし、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

2 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第八十七條第一項の規定により引受方式（規則第八十七條第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）を選択するときは、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類（表にあつては、同欄に定める区分。以下同じ。）につき、同表の第二欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類の場合について地域インデックス方式（同項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式を選択するときは第一区分、当該共済目的の種類の一部又は一部について地域インデックス方式を選択するときは第二区分に属する同表の第三欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第四欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

		水稲	第一欄
		区分	第二欄
三類	二類	一類	第三欄
一期作の水稲又は二期作の水稲	一期作の水稲又は二期作のうち一回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	一期作の水稲又は二期作のうち一回目の耕作に係る水稲で、飼料用、バイオ燃料用及び米粉用以外の用途であるもの	全相殺方式（規則第八十七号第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）、半相殺方式（同項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）、災害収入共済方式（同項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）及び一筆方式（規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）
全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	全相殺方式（規則第八十七号第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）、半相殺方式（同項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）、災害収入共済方式（同項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）及び一筆方式（規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）	第四欄

第二類	六類	五類	四類
二期作の水稲又は二期作のうち一回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	二期作のうち二回目の耕作に係る水稲で、米粉用であるもの	二期作のうち二回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	二期作のうち二回目の耕作に係る水稲で、飼料用、バイオ燃料用及び米粉用以外の用途であるもの
全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式

		小麦		小麦		小麦		小麦	
		二条大麦		二条大麦		二条大麦		二条大麦	
第二七類	六類	五類	四類	三類	二類	一類	七類	五類	の
田で耕作する	春期に播種する 二条大麦	秋期に播種する 二条大麦	畑で耕作する 小麦	田で耕作する 小麦	春期に播種する 小麦	秋期に播種する 小麦	飼料用及びバイオ燃料用以外の用途である水稲	二期作のうち二回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	料用であるもの
地域インデックス方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	地域インデックス方式	地域インデックス方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	地域インデックス方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	

		その他の小麦		裸麦		六条大麦		八類	
		その他の小麦		裸麦		六条大麦		八類	
十六類	十五類	十四類	十三類	十二類	十一類	十類	九類	八類	区分
春期に播種する その他の麦	秋期に播種する その他の麦	畑で耕作する 裸麦	田で耕作する 裸麦	秋期に播種する 裸麦	畑で耕作する 六条大麦	田で耕作する 六条大麦	秋期に播種する 六条大麦	畑で耕作する 二条大麦	二条大麦
全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	地域インデックス方式	地域インデックス方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	地域インデックス方式	地域インデックス方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	地域インデックス方式	

○農作物共済基準収穫量等設定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十条、第九十四条、第九十八条第一項第二号及び第九十九条第四項の規定に基づき、農作物共済基準収穫量等設定準則を次のように定める。

農作物共済基準収穫量等設定準則

第一 基準収穫量

1 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第三百二十六条第一項第一号の基準収穫量（以下「基準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第八十七条第一項（規則附則第八十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する引受方式をいう。以下同じ。）に応じ、当該各号に定める数量とする。

- 一 全相殺方式（規則第八十七条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。） 次に掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、申込者（法第三百三十五条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。）ごと及び共済関係の成立の申込みをした者（以下同じ。）ごと及び共済関係の成立の申込みをした者（以下同じ。）ごと及び共済関係の成立の申込みをした者（以下同じ。）ごとの組合等（法第三十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該申込者の当該区分に係る耕作面積を乗じて得た数量
- イ 過去五年間における乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）に基づく当該申込者の当該区分に係る収穫量
- ロ 過去五年間における当該申込者の青色申告書（規則第八十

七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類に基づく当該申込者の当該区分に係る収穫量

二 半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）及び一筆方式（規則附則第八十八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。） 次に掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、耕地ごと及び区分ごととに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該区分につき合計して得た数量

イ 前年産の農作物につき組合等が定めた当該区分に係る単位面積当たり基準収穫量

ロ 申込者が組合等に申告した当該耕地の当該区分に係る単位面積当たり収穫量

ハ 当該耕地の地力その他の土地条件等を参酌して組合等が定めた当該耕地の当該区分に係る単位面積当たり収穫量

三 地域インデックス方式（規則第八十七条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。） 過去五年間における統計単収（規則第九十条に規定する統計単収をいう。）を基礎として農作物の年産ごと、区分ごと及び統計単位地域（規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。以下同じ。）ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該申込者の当該区分に係る統計単位地域ごとの耕作面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該区分につき合計して得た数量

二 全相殺方式に係る基準収穫量は、前項第一号に規定するもののほか、同項第二号イからハまでに掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、耕地ごと及び区分ごととに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該区分につき合計して得た数量とすることができる。

3 第一項第二号及び前項の単位面積当たり基準収穫量は、当該基準収穫量を当該耕地の耕作面積により組合等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、農林水産省経営局長が農作物の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとと定める単位面積当たり収穫量の百分の百十に相当する数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

4 都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二 基準生産金額

法第三十六條第三項の基準生産金額（以下「基準生産金額」という。）は、次に掲げる金額のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、申込者ごと及び類区分に係る品種ごとに組合等が定める単位面積当たり基準生産金額に当該申込者の当該品種に係る耕作面積を乗じて得た金額を、類区分につき合計して得た金額とする。

一 過去五年間における当該申込者からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料（水稲については、農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第十三條第一項の検査証明書を含む。以下「出荷資料」という。）に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

二 過去五年間における当該申込者の青色申告書及びその関係書類又は実測に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

第三 耕地別基準収穫量

1 規則第九十六條第二項に規定する耕地別基準収穫量（以下「耕地別基準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式 基準収穫量の設定の基礎となつた第一第一項各号又は第一第二項の単位面積当たり基準収穫量に、耕地ごとの耕作面積を乗じて得た数量

二 災害収入共済方式（規則第八十七條第一項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。） 第二第一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあつてはイに掲げる数量、第二第二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあつてはロに掲げる数量をそれぞれ基礎として農作物の年産ごと、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごと及び類区分に係る品種ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、耕地ごとの耕作面積を乗じて得た数量

イ 過去五年間における出荷資料に基づく当該組合員等の当該類区分に係る収穫量

ロ 過去五年間における当該組合員等の青色申告書及びその関係書類又は実測に基づく当該組合員等の当該類区分に係る収穫量

2 全相殺方式及び災害収入共済方式において、第一第一項第一号又は前項第二号の単位面積当たり基準収穫量を耕地ごとに一律に適用することが適当でない認められる場合における耕地別基準収穫量は、前項の規定にかかわらず、耕地ごとの土地条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量とする。この場合において、当該単位面積当たり基準収穫量は、当該単位面積当たり基準収穫量を当該耕地の耕作面積により組合員等ごと及び類区分ごとに加

重平均して得た数量が、全相殺方式にあつては第一第一項第一号の単位面積当たり基準収穫量に、災害収入共済方式にあつては前項第二号の単位面積当たり基準収穫量に、それぞれ一致するように定めなければならない。

第四 耕地別基準生産金額

1 規則第九十九条第四項に規定する耕地別基準生産金額（以下「耕地別基準生産金額」という。）は、第二の単位面積当たり基準生産金額に耕地ごとの耕作面積を乗じて得た金額とする。

2 第三第二項の規定に基づき耕地別基準収穫量を定める場合における耕地別基準生産金額は、前項の規定の例により算定された金額に、第一号に掲げる数量に対する第二号に掲げる数量の比を乗じて得た金額とする。

一 第三第一項第二号の単位面積当たり基準収穫量

二 第三第二項の単位面積当たり基準収穫量

第五 災害収入共済方式に係る支払の基準となる収穫量

1 規則第九十八条第二号の組合等が定める数量は、第一号に掲げる数量に第二号に掲げる面積を乗じて得た数量を類区分につき合計して得た数量とする。

一 第三第一項第二号の単位面積当たり基準収穫量に、過去一定年間に当該組合員等が収穫した当該類区分に係る品種の品質の程度ごとの収穫量の当該品種ごとの収穫量に対する割合並びに当該組合員等の当該類区分に係る品種ごと及び品質の程度ごとの品質指数を乗じて得た数量を、当該類区分に係る品種につき合計して得た数量

二 当該組合員等の当該類区分に係る品種ごとの耕作面積

2 前項第一号の品質指数は、当該組合員等の住所の存する都道府県の区域内における当該類区分に係る農作物の平均的な単位数量当たり価格に対する当該組合員等の当該類区分に係る品種ごと及び品質の程度ごとの単位数量当たり価格の比として当該組合等の

定める指数とする。

第六 関係機関の助言等

組合等は、基準収穫量、基準生産金額、耕地別基準収穫量、耕地別基準生産金額又は規則第九十八条第二号の組合等が定める数量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第九十六条第二項の全損耕地支払開始割合等を定める件

(平成三十年三月二十七日農林水産省告示六百二十九号)
 農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第九十六条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項第一号及び第三項第一号の規定に基づき、同令第九十六条第二項の全損耕地支払開始割合等を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第九十六条第二項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる引受方式(規則第八十七条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。)及び同表の中欄に掲げる規則第九十六条第一項各号の規定により組合員等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

引受方式	組合員等が申し出た割合		全損耕地支払開始割合	
	百分の十	百分の三十	百分の三十	百分の五十
全相殺方式(規則第八十七条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。)及び地域インデックス方式(同項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。)	百分の二十	百分の三十	百分の三十	百分の五十
	百分の三十	百分の四十	百分の四十	百分の五十
半相殺方式(規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。)	百分の三十	百分の四十	百分の四十	百分の五十
	百分の四十	百分の五十	百分の五十	百分の六十

2 規則第九十六条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量(以下「全損耕地減収量」という。)は、全損耕地(同項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 全相殺方式及び地域インデックス方式 移植不能耕地(規則第九十六条第二項に規定する移植不能耕地をいう。以下同じ。)以外の耕地にあつては当該全損耕地の耕地別基準収穫量(同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。)に相当する数量、移植不能耕地にあつては当該全損耕地の耕地別基準収穫量に次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号又は第三号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	百分の六十五
百分の二十	百分の七十
百分の三十	百分の七十五
百分の四十	百分の七十五
組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の六十五
百分の三十	百分の七十
百分の四十	百分の七十五

3 規則第九十六条第三項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる引受方式及び同表の中欄に掲げる同条第一項各号

の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

引受方式	組合員等が申し出た割合	半損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	百分の十	百分の三十
	百分の二十	七十分の二十三
	百分の三十	十四分の五
半相殺方式	百分の二十	百分の三十
	百分の三十	七十分の二十三
	百分の四十	十四分の五

4 規則第九十六条第三項第一号ロの農林水産大臣が定めるところにより算定される数量（以下「半損耕地減収量」という。）は、半損耕地（同項に規定する半損耕地をいう。以下同じ。）ごとに、当該半損耕地の耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量とする。

5 規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定める割合（以下「全損耕地補償割合」という。）は、次の表の上欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	全損耕地補償割合
百分の九十	百分の七十
百分の八十	百分の六十
百分の七十	百分の五十

6 規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を差し引いて得た金額とする。

一 全損耕地に係る耕地別基準生産金額（規則第九十九条第四項に規定する耕地別基準生産金額をいう。以下同じ。）の合計に、全損耕地補償割合を乗じて得た金額

二 移植不能耕地に係る耕地別基準生産金額の合計に、次の表の上

欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

組合員等が申し出た割合	割合
百分の九十	百分の三十五
百分の八十	百分の三十
百分の七十	百分の二十五

7 規則第九十九条第三項第一号ロの農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	半損耕地補償割合
百分の九十	百分の七十
百分の八十	七十分の四十七
百分の七十	十四分の九

8 規則第九十九条第三項第一号ロの農林水産大臣が定めるところにより算定される金額（以下「半損耕地生産金額」という。）は、半損耕地ごとに当該半損耕地の耕地別基準生産金額の二分の一に相当する金額とする。

9 第二項及び第四項の規定にかかわらず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手法」という。）第二条第四項に規定する対象農業者（以下「対象農業者」という。）が耕作する麦に係る全損耕地減収量及び半損耕地減収量は、第二項又は第四項の規定の例により算定された数量から、担い手法第三条第一項第一号に掲げる交付金（以下「営農継続支払交付金」という。）に相当する数量を差し引いて得た数量とする。

10 第六項の規定にかかわらず、対象農業者が耕作する麦に係る規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額は、第六項の規定の例により算定された金額から営農継続支払交付金に相当する金額を差し引

いて得た金額とする。

11 第八項の規定にかかわらず、対象農業者が耕作する表に係る半損耕地生産金額は、第八項の規定の例により算定された金額に営農継続支払交付金に相当する金額を加えて得た金額とする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第九十七条第二項及び附則第八条第一項の規定による減収量の調整の方法を定める件

(平成三十年三月二十七日農林水産省告示六百三十号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第九十七条第二項及び附則第八条第一項の規定に基づき、同令第九十七条第二項及び附則第八条第一項の規定による減収量の調整の方法を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第九十七条第一項第一号に掲げる方法により減収量(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第三百八十八条第一項の減収量をいう。以下同じ。)を算定する場合についての規則第九十七条第二項の規定による減収量の調整は、組合員等(法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)ごとに、第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いてするものとする。

一 規則第九十七条第一項第一号に掲げる方法により算定された減収量

二 移植不能耕地(規則第九十六条第二項に規定する移植不能耕地をいう。以下同じ。)の耕地別基準収穫量(同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。)の合計に、次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	百分の四十五
百分の二十	百分の四十
百分の三十	百分の三十五

2 規則第九十七条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定する場合についての同条第二項の規定による減収量の調整は、組合員等ごとに、第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いてするものとする。

一 規則第九十七条第一項第二号に掲げる方法により算定された数量

二 移植不能耕地の耕地別基準収穫量の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第九十六条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の四十
百分の三十	百分の三十五
百分の四十	百分の三十

3 規則附則第八条第一項の規定による移植不能耕地の減収量の調整は、当該移植不能耕地の耕地別基準収穫量に、次の表の上欄に掲げる同条第二項の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じてするものとする。

組合員等が申し出た割合	割合
百分の三十	百分の六十五
百分の四十	百分の七十
百分の五十	百分の七十五

附則
この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第九十八条第一号の規定による農作物の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十一号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第九十八条第一号の規定に基づき、同号の規定による農作物の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を次のように定める。

農業保険法施行規則第九十八条第一号の規定による収穫量の調整は、その年産における類区分(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第三百三十六条第一項第一号に規定する共済目的の種類をいう。以下同じ。)に係る品種ごと及び品質の程度ごとの同号の農作物の収穫量に、農作物共済基準収穫量等設定準則(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十号)第五第一項第一号の品質指数を乗じて得た数量を、類区分につき合計して行うものとする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第百六条ただし書の規定による死亡廃用共済の共済金額の調整の方法を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十三号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百六条ただし書の規定に基づき、同条ただし書の規定による死亡廃用共済の共済金額の調整の方法を次のように定める。

共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額を共済価額とする場合における農業保険法施行規則第百六条ただし書の規定による調整は、同条本文の規定により組合員等(農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第十条第一項に規定する組合員等をいう。)が申し出た金額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じてするものとする。

一 共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額

二 共済掛金期間開始の時において共済掛金期間中に飼養すると見込まれた家畜の価額の合計金額

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○死亡廃用共済共済価額設定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十四号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百七条第一項の規定に基づき、死亡廃用共済共済価額設定準則を次のように定める。

死亡廃用共済共済価額設定準則

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第百七条第一項の包括共済関係(肉豚に係るものを除く。)についての死亡廃用共済の共済価額は、共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間中に飼養すると見込まれる当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜(共済掛金期間中に規則第八十一条第一項第二号イ及びハに掲げる異動が見込まれる場合には、当該異動に伴って飼養することとなる家畜を除き、当該異動に伴って飼養しないこととなる家畜を含む。)の次に掲げる価額の合計金額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、当該算定された金額が当該共済掛金期間中に飼養した当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜の次に掲げる価額の合計金額と異なる場合は、当該合計金額とする。

一 搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚にあつては、共済掛金期間開始の時(当該共済掛金期間の開始後に当該包括共済関係に付される家畜にあつては、その付される時)における価額

二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬のうち、牛及び馬にあつては共済掛金期間終了の時における家畜の価額(その時に当該包括共済関係に付された家畜でなくなるものにあつては、平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十五号(農業保険法施行規則第百七条第二項第二号の農林水産大臣が定める金額を定める件)に定める金額)、牛の胎児にあつては平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十六号(農業保険法

施行規則第七條第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件）に定める金額

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 前項の家畜の価額は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が包括共済家畜区分、品種、月齢、用途その他の事項による家畜の区分ごとに、次に掲げる家畜の取引価格を基礎として定める家畜の評価額の基準（以下「評価基準」という。以下同じ。）によるものとする。

一 組合等の区域（法第七條に規定する共済事業を行う市町村及び法第十條第一項に規定する全国連合会にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。）内で飼養される家畜の取引が主に行われている家畜市場（家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場をいう。以下同じ。）から得られる家畜の過去一年間の平均取引価格（複数の家畜市場で取引が行われている場合には、当該取引価格を家畜の取引頭数により加重平均して得た価格）

二 組合等の区域内で飼養される家畜の取引が主に行われている食肉市場（家畜の枝肉の卸売取引が行われている卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場をいう。以下同じ。）から得られる過去一年間における枝肉の一千グラム当たり平均取引価格（複数の食肉市場で取引が行われている場合には、当該平均取引価格を各食肉市場で処理された家畜の頭数により加重平均して得た価格）に、牛の出荷月齢時の枝肉重量を乗じて得られた平均取引価格

三 前二号の平均取引価格が得られない場合には、家畜市場及び食肉市場以外における取引によつて形成される過去一年間の平均取引価格

3 組合等は、評価基準を定めるに当たつては、当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

○農業保険法施行規則第一百七条第二項第二号の農林水産大臣が定める金額を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十五号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第一百七条第二項第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第一百七条第二項第二号の農林水産大臣が定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。

一 育成乳牛(規則第一百一条第三号に規定する育成乳牛をいう。)に係る共済関係に付された牛が、共済掛金期間の終了前に当該共済関係に付された家畜でなくなる場合 当該牛の満二十三月齢の時における価額

二 育成・肥育牛(規則第一百一条第四号に規定する育成・肥育牛をいう。以下同じ。)に係る共済関係に付された牛(満二十四月齢に達したときに同項第二号に規定する繁殖用雌牛に属することとなるものに限る。)が、共済掛金期間の終了前に満二十四月齢に達したことにより当該共済関係に付された家畜でなくなる場合 当該牛の満二十三月齢の時における価額

三 育成・肥育牛に係る共済関係に付された牛が、共済掛金期間の終了前に当該共済関係に付された家畜でなくなる場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該牛を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合における当該牛の当該共済掛金期間の終了の時における価額

四 育成・肥育馬(規則第一百一条第六号に規定する育成・肥育馬をいう。以下同じ。)に係る共済関係に付された馬(満三十六月齢に達したときに同項第五号に規定する繁殖用雌馬に属することとなるものに限る。)が、共済掛金期間の終了前に満三十六月齢に達したことにより当該共済関係に付された家畜でなくなる場合

当該馬の満三十五月齢の時における価額

五 育成・肥育馬に係る共済関係に付された馬が、共済掛金期間の終了前に当該共済関係に付された家畜でなくなる場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該馬を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合における当該馬の当該共済掛金期間の終了の時における価額

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第一百七条第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十六号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第一百七条第二項第二号の規定に基づき、同号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第一百七条第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定は、組合等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。))第十一条第一項の組合等をいう。以下同じ。)ごとに、価額を定めようとする胎児に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額によるものとする。

- 一 乳用種 組合等の区域内における乳用種の初生牛(出生の日から十日目までの牛をいう。以下同じ。)の価格
- 二 肉用種 次の算式により算出される金額。ただし、その算出された金額がCを下回る場合には、Cの金額

$$\left[\left[\frac{A}{(B-C) \times E + C} - 1 \right] \div 4 + 1 \right] \times C$$

Aは、組合等の区域内の肉用種の素牛(肥育又は繁殖用の牛として育成された牛をいう。以下同じ。)の雄の価格と雌の価格の平均価格

Bは、組合等の区域内の交雑種の素牛の価格

Cは、組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格

Dは、組合等の区域内の交雑種の素牛の平均取引月齢(組合等が当該胎児の価額を算定する日以前一年間に取引された牛の平均月齢をいう。以下同じ。)

Eは、組合等の区域内の肉用種の素牛の平均取引月齢

三 交雑種 組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格

2 前項各号の牛の価格は、組合等が当該胎児の価額を算定する日以前一年間の平均取引価格に相当する金額とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第七十七条第四項の規定による肉豚の価額の算定の方法を定める件

(平成三十年三月二十七日農林水産省告示六百三十一号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第七十七条第四項の規定に基づき、同項の規定による肉豚の価額の算定の方法を次のように定める。

農業保険法施行規則第七十七条第四項の規定による肉豚の価額の算定は、組合等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。))第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。)ごとに、次の算式によるものとする。

$$A - 190 \times (B - C)$$

Aは、当該組合等の区域(法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第七十七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。)の家畜が主に取引される家畜市場(家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第二条第三項に規定する家畜市場をいう。)において当該価額の算定の日以前一年間に取引された、肥育を目的とした子豚の平均価格に相当する金額

Bは、Aの子豚の平均日齢に対応する標準体重として、次の表の上欄に掲げる肉豚の日齢区分につき、それぞれ同表の下欄に掲げる標準体重の算定方法により算定される値

日齢区分	標準体重の算定方法
二十日から三十九日まで	二十日齢を六キログラムとし、以降一日ごとに〇・三キログラムを加える方法
四十日から五十九日まで	四十日齢を十二キログラムとし、以降一日ごとに〇・五キログラムを加える方法
六十日から六十九日まで	六十日齢を二十二キログラムとし、以降一日ごとに〇・六キログラムを加える方法
七十日以上	七十日齢を二十八キログラムとし、以降一

日ごとに〇・七キログラムを加える方法

Cは、当該組合等の区域内に住所を有する者が飼養する肉豚の平均離乳日齢に対応する標準体重として、二十日齢を六キログラムとし、以降一日ごとに〇・三キログラムを加えて算定される値

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第九條及び第一百二十二條第二項第一号の農林水産大臣が定める金額を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十七号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第九條及び第一百二十二條第二項第一号の規定に基づき、同令第九條及び第一百二十二條第二項第一号の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

- 1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第九條の農林水産大臣が定める金額は、農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第四百一十一條第一項に規定する包括共済關係にあつては共済掛金期間の開始の時に現に飼養する家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額とし、規則第四十九條第二項に規定する個別共済關係にあつては五十万円とする。
- 2 疾病傷害共済の支払限度額(法第四百三十三條第二項の支払限度額をいう。以下同じ。)を同条第四項の規定により増額する場合における規則第一百二十二條第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額(その金額が零を下回る場合にあつては、零)とする。
 - 一 規則第一百二十二條第一項第一号に掲げる家畜の異動(以下「増額異動」という。)後において現に飼養する家畜の価額の合計金額から、当該増額異動までの間における最も高い引受価額を差し引いて得た金額
 - 二 増額異動後の引受頭数に五十万円を乗じて得た金額から、当該増額異動前の引受価額を差し引いて得た金額
- 3 疾病傷害共済の支払限度額を法第四百三十三條第四項の規定により減額する場合における規則第一百二十二條第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次に掲げる金額とする。
 - 一 規則第一百二十二條第一項第二号に掲げる家畜の異動(以下「減額異動」という。)に係る家畜の頭数が、当該減額異動前の引受

頭数から当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数を差し引いて得た頭数を超えない場合にあつては、当該減額異動に係る家畜の価額の合計金額

- 二 減額異動に係る家畜の頭数が、当該減額異動前の引受頭数から当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数を差し引いて得た頭数を超える場合にあつては、当該減額異動前の引受価額から、当該減額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額(その合計金額が、当該家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額)を差し引いて得た金額
- 4 第二項第二号及び前項の「引受頭数」とは、次に掲げる頭数をいう。
 - 一 共済掛金期間開始の時にあつては、その時において現に飼養する家畜の頭数
 - 二 増額異動後にあつては、当該増額異動前の引受頭数に、次に掲げる頭数のうちいずれか少ない頭数を加えて得た頭数
 - イ 当該増額異動に係る家畜の頭数
 - ロ 当該増額異動後において現に飼養する家畜の頭数から、当該増額異動までの間における最も多い引受頭数を差し引いて得た頭数(その頭数が零を下回る場合にあつては、零)
 - 三 当該減額異動後にあつては、次に掲げる頭数のうちいずれか多い頭数
 - イ 減額異動前の引受頭数から、当該減額異動に係る家畜の頭数を差し引いて得た頭数
 - ロ 当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数
 - 5 第二項及び第三項の「引受価額」とは、次に掲げる金額をいう。
 - 一 共済掛金期間の開始の時にあつては、その時において現に飼養する家畜の価額の合計金額(その合計金額が当該家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額)
 - 二 増額異動後にあつては、当該増額異動前の引受価額に、次に

掲げる金額のうちいずれか少ない金額を加えて得た金額

イ 当該増額異動に係る家畜の価額の合計金額

ロ 当該増額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額から、当該増額異動までの間における最も高い引受価額を差し引いて得た金額（その金額が零を下回る場合にあつては、零）

ハ 当該増額異動後の引受頭数に五十万円を乗じて得た金額から、当該増額異動前の引受価額を差し引いて得た金額（その金額が零を下回る場合にあつては、零）

三 減額異動後にあつては、次に掲げる金額

イ 当該減額異動後の引受頭数が前項第三号イに掲げる頭数である場合にあつては、当該減額異動前の引受価額から、当該減額異動に係る家畜の価額の合計金額を差し引いて得た金額

ロ 当該減額異動後の引受頭数が前項第三号ロに掲げる頭数である場合にあつては、当該減額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額（その合計金額が、当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法第四十四条第一項の農林水産大臣が定める区分を定める件

（平成三十年三月二十七日農林水産省告示六百二十五号）
 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四十四条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める区分を次のように定める。

農業保険法第四十四条第一項の規定により農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して定める区分は、死亡廃用共済に係るものにあつては別表第一、疾病傷害共済に係るものにあつては別表第二に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（死亡廃用共済）

共済目的の種類		区分
牛	搾乳牛	満二十四月齢以上の乳牛の雌であつて、搾乳の用に供されるもの
	繁殖用雌牛	満二十四月齢以上の肉用牛の雌であつて、繁殖の用に供されるもの
	育成乳牛（子牛等選択あり）	満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）及び牛の胎児のうち乳牛であるもの
	育成乳牛（子牛等選択なし）	満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	育成・肥	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び

別表第二(疾病傷害共済)

牛類	共済目的の種	豚		馬										
		群単位肉豚	特定肉豚	種豚	種雄馬	育成・肥育馬	馬	繁殖用雌	雄牛	肉用種	乳用種	雄牛	育成・肥育牛(子牛等選択なし)	育牛(子牛等選択あり)
乳用牛(子牛選択あり)	乳牛の雌(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)	群単位肉豚以外の肉豚 農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第四百四条に規定する肉豚	種豚	種雄馬	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	満三十六月齢以上の馬の雌であつて、繁殖の用に供されるもの	の	種雄牛であつて、肉用種に属するもの	の	種雄牛であつて、乳用種に属するものを除く。	種雄牛以外の牛(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)	並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。)	種雄牛以外の牛(子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)

豚		馬					
種豚	種雄馬	一般馬	雄牛	肉用種	雄牛	乳用種	牛選択なし)
種豚	種雄馬	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬	の	種雄牛であつて、肉用種に属するもの	の	種雄牛であつて、乳用種に属するものを除く。	乳用牛及び種雄牛以外の牛(子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。)

○農業保険法第四十八條第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第十九條第一項（同令附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件

（平成三十年三月十四日農林水産省告示五百四十号）

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百八十八條第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百九條第一項（同令附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第四百八條第一項の農林水産大臣が定める区分及び同令第一百九條第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

1 農業保険法（以下「法」という。）第四百八十八條第一項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分は、うんしゅうみかん、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）、りんご、ぶどう、なし、もも、かき及びうめについて定めるものとし、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

2 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第一百九條第一項の規定により引受方式（規則第一百九條第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）を選択するときは、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第二欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類全てについて地域インデックス方式（同項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）及び災害収入共済方式（同項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式を選択するときは第一区分、地域インデックス方式を選択するときは第二区分、当該共済目的の種類全部又は一部について災害収入共済方式を選択するときは第三区分に属する同表の第三欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第四

欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。
附 則
この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
うんしゅうみかん	第一区分	一類 早生うんしゅうみかんの品 種のうんしゅうみかん（三類に属するものを除く。）	全相殺減収方式（規則第一百九條第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう以下同じ。）、全相殺品質方式（同項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。以下同じ。）及び半相殺方式（同項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）
		二類 普通うんしゅうみかんの品 種のうんしゅうみかん（三類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		三類 うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウス（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている法第九十八條第一項第七号に規定する特定園芸施設をいい、気象上の	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

		かんきつ類の果樹			
第三区分	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分
三類	二類 さんぼうかん、たんかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、はるみ、レモン、せとか、甘平	一類 はつさく、ぼんかん、ぶんたん、ネーブルオレンジ、ゆず、愛媛果試第二十八号	三類 うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	五類 うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。以下同じ。)を用いて栽培されるもの
災害収入共済方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び、災害収入共済方式	災害収入共済方式	地域インデックス方式

		ぶどう		りんご	
第二区分	第一区分	第二区分	第三区分	第一区分	第二区分
五類	四類 ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	三類 晩生の品種のぶどう(四類に属するものを除く。)	二類 中生の品種のぶどう(四類に属するものを除く。)	一類 早生の品種のぶどう(四類に属するものを除く。)	一類 早生の品種のりんご
地域インデックス方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式(規則第十一條第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。)
			災害収入共済方式		
				地域インデックス方式	

もも		なし					
第一区分	第二区分	第三区分	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分
二類	五類	六類	六類	四類	二類	一類	四類
生食用中生及び晩生の品種のもの	西洋なしの品種のもの		ぶどうのうち、プラシックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	日本なしの品種のもの	中生の品種のもの	早生の品種のもの	ぶどうのうち、プラシックハウスを用いて栽培されるもの
全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	地域インデックス方式	災害収入共済方式	災害収入共済方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式

なしの区分及びうめの区分に属する品種の果樹には、当該果樹に係る授粉樹が含まれるものとする。

うめ		かき					
第一区分	第二区分	第三区分	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分
二類	三類	三類	二類	二類	一類	四類	三類
小うめの品種以外のうめ			渋がきの品種のかき		甘がきの品種のかき		加工用の品種のもの
全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	地域インデックス方式	災害収入共済方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式	災害収入共済方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式

○果樹共済標準収穫量等設定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百四十九号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第二百二十二条(附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第二百二十四条及び第二百二十六条の規定に基づき、果樹共済標準収穫量等設定準則を次のように定める。

果樹共済標準収穫量等設定準則

第一 収穫共済の標準収穫量

1 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第四百八十八条第一項第一号の標準収穫量(以下「標準収穫量」という。)は、次の各号に掲げる引受方式(農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第十九条第一項(規則附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する引受方式をいう。に依り、当該各号に定める数量とする。

- 一 全相殺減収方式(規則第十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。) 次に掲げる数量のいずれかを基礎として果実の年産ごと、申込者(法第四百七条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。)ごと及び類区分(法第四百八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。)(同条第五項の規定により農林水産大臣が細区分を定めた類区分については、当該細区分以下「類区分等」という。)ごとに組合等(法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。)が定める単位面積当たり標準収穫量に、当該申込者の当該類区分等に係る栽培面積を乗じて得た数量
- イ 過去五年間における当該申込者からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料(以下「出荷資料」という。)に基づく当該申込者の当該類区分等に係る収穫量

- ロ 過去五年間における当該申込者の青色申告書(規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。)及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分等に係る収穫量
- 二 全相殺品質方式(規則第十九条第一項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。以下同じ。) 次に掲げるいずれかの数量
- イ 前号イに掲げる数量を基礎として算出された同号に定める数量に、標準品質指数(組合等の区域内において過去二年間に収穫された当該類区分等に係る果実の平均的な品質の程度に対する、当該申込者が当該二年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度の比として当該組合等が定める指数をいう。)を乗じて得た数量
- ロ 前号ロに掲げる数量を基礎として算出された同号に定める数量

- 三 半相殺方式(規則第十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。)及び樹園地方式(規則附則第十一条第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。) 果実の年産ごと、樹園地ごと、類区分等ごと及び樹齢ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に当該樹園地の類区分等ごと及び樹齢ごとの栽培面積を乗じて得た数量を当該樹園地及び当該類区分等につき合計して得た数量(以下「樹園地別標準収穫量」という。)を、当該申込者及び当該類区分等につき合計して得た数量

- 四 地域インデックス方式(規則第十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。) 過去五年間(隔年結果のある共済目的の種類にあっては、過去六年間)における統計単収(規則第九十条に規定する統計単収をいう。)を基礎として果実の年産ごと、統計単位地域(規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。以下同じ。)ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、統計単位地域

ごとの当該申込者の当該類区分に係る栽培面積及び樹齢構成係数を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量

2 前項第三号の単位面積当たりの標準的な収穫量は、組合等ごと、類区分（品種、地域、栽培条件、植栽形態等の要因により収穫量に著しい差がある類区分につき当該要因に応じて区分が定められたときは、その区分）ごと及び樹齢ごとに、平均的な園地条件及び肥培管理の下における単位面積当たりの標準的な収穫量を定めた表（以下「標準収量表」という。）並びに年産別適用係数を基礎として定めるものとする。

3 前項の年産別適用係数は、第一号に掲げる数量の第二号に掲げる数量に対する割合とする。

一 果実の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに農林水産省経営局長が定める単位面積当たり収穫量

二 標準収量表に基づく組合等ごと、類区分ごと及び樹齢ごとの単位面積当たりの標準的な収穫量を組合等の類区分ごと及び樹齢ごとの栽培面積により加重平均して得た数量

4 第一項第四号の樹齢構成係数は、統計単位地域ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、第一号に掲げる数量の第二号に掲げる数量に対する割合を、申込者の樹齢ごとの栽培面積又は植栽本数により加重平均して得た割合とする。

一 標準収量表に基づく統計単位地域ごと、類区分ごと及び樹齢ごとの単位面積当たりの標準的な収穫量

二 前号に掲げる数量を当該統計単位地域の類区分ごと及び樹齢ごとの栽培面積又は植栽本数により加重平均して得た数量

5 半相殺方式及び樹園地方式に係る標準収穫量は、第一項第三号に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める数量を基礎として算出される数量とすることができる。

一 当該樹園地の当該類区分等に係る園地条件又は肥培管理の状況が把握できる場合 樹園地別標準収穫量に、果樹共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号）第一第二項第一号に規定する園地条件指数又は同項第三号に規定する肥培管理指数を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分等につき合計して得た数量

二 当該申込者の当該類区分等に係る収穫量を出荷資料から把握できる場合又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる場合 第一項第一号に定める数量

第二 収穫共済の基準生産金額

法第四百八条第三項の基準生産金額（以下「基準生産金額」という。）は、次に掲げる金額のいずれかを基礎として果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準生産金額に、当該申込者の当該類区分に係る栽培面積を乗じて得た金額とする。

一 過去五年間における出荷資料に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

二 過去五年間における当該申込者の青色申告書及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

第三 樹体共済の共済価額

1 法第四百八条第六項の共済価額は、樹齢区分（共済目的の種類ごとに別表の樹齢区分の欄に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごと及び共済目的の種類ごとの標準収穫金額に当該樹齢区分に対応する換算係数（共済目的の種類ごとに別表の換算係数の欄に掲げる係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、当該申込者及び当該共済目的の種類につき合計して得た金額とする。

2 前項の樹齢区分ごとの標準収穫金額は、樹齢区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額を当該樹齢区分及び当該共済目的の種類につき合計して得た金額とする。

- 3 前項の樹齡区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額は、樹齡区分ごと及び類区分等ごとの標準的な収穫量に、法第四十八条第一項第一号の果実の単位当たり価額を乗じて得た金額とする。
- 4 前項の樹齡区分ごと及び類区分等ごとの標準的な収穫量は、同項の年産の果実に係る第一第一項第三号又は第一第五項の規定により算出される数量を、栽培面積、植栽本数等を勘案して当該申込者の樹齡区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た数量とする。
- 5 当該申込者と組合等との間に全相殺減収方式又は全相殺品質方式による収穫共済の共済関係が成立している場合における第三項の樹齡区分ごと及び類区分等ごとの標準的な収穫量は、前項の規定にかかわらず、第一第一項第一号又は第二号に定める数量を、栽培面積、植栽本数等を勘案して当該申込者の樹齡区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た数量とする。
- 6 当該申込者の生産する果実の生産金額を出荷資料から把握できる場合又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる場合における第二項の樹齡区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額は、第三項に定めるもののほか、当該申込者に係る生産金額を、栽培面積、植栽本数等を勘案して樹齡区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た金額とすることができる。
- 7 当該申込者と組合等との間に災害収入共済方式（規則第一百九条第一項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。）による収穫共済の共済関係が成立している場合における第二項の樹齡区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額は、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該申込者に係る基準生産金額を、品種、栽培面積又は植栽本数、樹齡等を勘案して樹齡区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た金額とする。

第四 関係機関の助言等

組合等は、標準収穫量、基準生産金額又は法第四十八条第六項の共済価額を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統

計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表（略）

○農業保険法施行規則第二百二十九条第三号並びに第三百三十一条第四号イ及びロの規定による調整の方法を定める件

(平成三十年三月二十日農林水産省告示七百十号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第二百二十九条第三号及び第三百三十一条第四号の規定に基づき、同令第二百二十九条第三号並びに第三百三十一条第四号イ及びロの規定による調整の方法を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第二百二十九条第三号の規定による基準統計単収(第九十六条第一項第三号に規定する基準統計単収をいう。以下同じ。)の調整は、類区分(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第四百八十八条第一項に規定する收穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。)ごと及び統計単位地域(規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。)ごとに、基準統計単収に、隔年結果のない共済目的の種類にあつては第一号、隔年結果のある共済目的の種類にあつては第二号に掲げる係数を乗じて行うものとする。

一 果樹共済標準收穫量等設定準則(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号)第一項第四号の樹齡構成係数(以下「樹齡構成係数」という。)

二 当該類区分に係る果樹共済基準收穫量等設定準則(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号)第一項第七号の收穫量變動係数

2 規則第三百三十一条第四号イの規定による統計単収(規則第九十条に規定する統計単収をいう。以下同じ。)の調整は、その年産の統計単収に樹齡構成係数を乗じてするものとする。

3 規則第三百三十一条第四号ロの規定による基準統計単収の調整には、第一項の規定を準用する。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○果樹共済基準收穫量等設定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第三百三十二条及び同令第三百三十三条において準用する同令第九十八条第二号の規定に基づき、果樹共済基準收穫量等設定準則を次のように定める。

果樹共済基準收穫量等設定準則

第一 基準收穫量

1 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第五十条第一項の基準收穫量(以下「基準收穫量」という。)は、次の各号に掲げる引受方式(農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第十九条第一項(規則附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する引受方式をいう。以下同じ。)に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 全相殺減収方式(規則第十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。)、全相殺品質方式(同項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。)、及び果樹共済標準收穫量等設定準則(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号。以下「標準收穫量準則」という。)第五項第二号の規定により標準收穫量(法第四百八十八条第一項第一号の標準收穫量をいう。以下同じ。)を定めた半相殺方式(規則第十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。)(特定危険方式(規則附則第十三条第一項に規定する特定危険方式をいう。以下同じ。))を除く。)

隔年結果のない共済目的の種類にあつては標準收穫量、隔年結果のある共済目的の種類にあつては標準收穫量に組合員等(法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。))ごと及び類区分等(標準收穫量準則第一項に規定する類区分等をいう。以下同じ。))ごとの收穫量變動係数(過去六年間における各年の単位面積当たり收穫量及び過去五年間に

おける各年とその各前年との単位面積当たり収穫量の差を勘案して、隔年結果の状況を表す係数として組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が定める数をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量

二 標準収穫量準則第一第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた半相殺方式（特定危険方式を除く。）

標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に、園地条件指数（樹園地ごと及び類区分等）ごとに、標準収穫量準則第一第二項に規定する標準収量表の設定の基礎となつた平均的な園地条件の程度に対する当該樹園地の園地条件の程度の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。）及び肥培管理指数（樹園地ごと及び類区分等）ごとに、当該標準収量表の設定の基礎となつた平均的な肥培管理の程度に対する当該樹園地の肥培管理の程度の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に隔年結果指数（樹園地ごと及び類区分等）ごとに、標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に対する当該樹園地のその年産の隔年結果の状況により見込まれる収穫量の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量）を、組合員等及び類区分等につき合計して得た数量

三 標準収穫量準則第一第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた樹園地方式（特定危険方式を除く。）

標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に、園地条件指数及び肥培管理指数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に隔年結果指数を乗じて得た数量）

四 標準収穫量準則第一第五項第二号の規定により標準収穫量を定めた樹園地方式（特定危険方式を除く。） 標準収穫量（隔年

結果のある共済目的の種類にあつては、標準収穫量に組合員等ごと及び類区分等ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）を結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分して得た数量

五 半相殺方式（特定危険方式に限る。） 樹園地ごと及び類区分等ごとの着果数（摘果終了時（一般に摘果を行わない果樹にあつては、開花後着果の状況が明確になる時期）において当該樹園地及び当該類区分等につき着果している当該年産の果実の数をいう。以下同じ。）に平均果実重（その地域における代表的な集出荷施設の過去二年間における出荷実績等に基づき、組合等

が類区分等ごとに定めた果実の重量をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量（その数量が次に掲げる収穫量を下回る場合にあつては、当該収穫量）を、組合員等及び類区分等につき合計して得た数量

イ 標準収穫量準則第一第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた場合にあつては、標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量

ロ 標準収穫量準則第一第五項第二号の規定により標準収穫量を定めた場合にあつては、標準収穫量を結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分して得た数量

六 樹園地方式（特定危険方式に限る。） 樹園地ごと及び類区分等ごとに、着果数に平均果実重を乗じて得た数量（その数量が前号イ又はロに掲げる収穫量を下回る場合にあつては、当該収穫量）

七 地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。） 標準収穫量準則第一第一項第四号の組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、統計単位地域ごと及び類区分（法第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）

ごとの当該組合員等の栽培面積及び同項の樹齢構成係数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に統計単位地域ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）

2 前項第二号及び第三号の規定により組合等が定める半相殺方式及び樹園地方式の基準収穫量は、当該基準収穫量を組合等ごと及び類区分ごとに合計して得た数量が、当該基準収穫量の算定の基礎となった基準収穫量を組合等ごと及び類区分ごとに合計して得た数量の百分の百十に相当する数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

3 都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二 樹園地別基準収穫量

規則第三百三十一条第三号に規定する樹園地別基準収穫量（以下「樹園地別基準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 基準収穫量準則第一項第三号又は第五項第一号の規定により基準収穫量を定めた半相殺方式及び樹園地方式（特定危険方式を除く。） 基準収穫量準則第一項第三号に規定する樹園地別基準収穫量に、園地条件指数及び肥培管理指数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に隔年結果指数を乗じて得た数量）

二 基準収穫量準則第五項第二号の規定により基準収穫量を定めた半相殺方式及び樹園地方式（次号に掲げるものを除く。）

標準収穫量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、標準収穫量に組合員等ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）を、結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分した数量

三 半相殺方式及び樹園地方式（特定危険方式に限る。） 樹園地ごと及び類区分ごとの着果数に平均果実重を乗じて得た数量（その数量が、基準収穫量準則第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた場合にあつては第一号に掲げる数量を、同項第二号の規定により標準収穫量を定めた場合にあつては前号に定める数量をそれぞれ下回る場合にあつては、当該第一号又は前号に掲げる数量）

第三 災害収入共済方式に係る支払の基準となる収穫量

規則第三百三十三条において準用する規則第九十八条第二号の組合等が定める数量は、次に掲げる数量とする。

一 基準収穫量準則第二一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額（法第四十八条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。）を定めた場合にあつては、過去五年間における当該組合員等からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料に基づき果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、当該組合員等の当該類区分に係る栽培面積及び基準品質指数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に組合員等ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）

二 基準収穫量準則第二二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあつては、過去五年間における規則第八十七条第三項に規定する青色申告書及びその関係書類に基づき果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、当該組合員等の当該類

区分に係る栽培面積を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に統計単位地域ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）

- 2 第一項第一号の基準品質指数は、当該組合等の区域内における当該類区分に係る果実の平均的な単位数量当たり価格に対する当該組合員等の当該類区分に係る果実の単位数量当たり価格の比として当該組合等の定める指数とする。

第四 関係機関の助言等

組合等は、基準収穫量、樹園地別基準収穫量又は規則第三百三十三條において準用する規則第九十八條第二号の組合等が定める数量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第三百三十一條第二号及び同令第三百三十三條において準用する同令第九十八條第一号の規定による品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件

（平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十一号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第三百三十一條第二号及び同令第三百三十三條において準用する同令第九十八條第一号の規定に基づき、同令第三百三十一條第二号及び同令第三百三十三條において準用する同令第九十八條第一号の規定による果実の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を次のように定める。

- 1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第三百三十一條第二号の規定による収穫量の調整は、その年産における類区分（法第九十八條第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）（同令第五項の規定により細区分が定められた類区分を定めたときは、当該細区分。以下「類区分等」という。）ごとの同号の果実の収穫量に、次に掲げる指数を乗じて行うものとする。
 - 一 果樹共済標準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号。以下「標準収穫量準則」という。）第一項第二号イの規定により標準収穫量（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第四百八十八條第一項第一号の標準収穫量をいう。以下同じ。）を定めた場合に於ては、標準収穫量準則第一項第二号イに規定する標準品質指数に、当該標準品質指数の算出の基礎となつた当該組合員等が過去二年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度の比として組合等が定める指数を乗じて得た指数

- 二 標準収穫量準則第一項第二号ロの規定により標準収穫量を定めた場合に於ては、当該組合員等が過去五年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等

がその年に収穫した当該区分等に係る果実の品質の程度の比として組合等が定める指数

2 規則第百三十三条において準用する規則第九十八条第一号の規定による収穫量の調整は、その年産における区分ごとの同号の果実の収穫量に、次に掲げる指数を乗じて行うものとする。

一 標準収穫量準則第二一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額（法第百四十八条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。）を定めた場合にあつては、果樹共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号）第三第一項第一号の基準品質指数に、当該基準品質指数の算出の基礎となつた当該組合員等が過去二年間に収穫した当該区分に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該区分に係る果実の品質の程度の比として組合等が定める指数を乗じて得た指数

二 標準収穫量準則第二二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあつては、当該組合員等が過去五年間に収穫した当該区分に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該区分に係る果実の品質の程度の比として組合等が定める指数

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法第百五十三条第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第百四十条第一項（同令附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件

（平成三十年三月十四日農林水産省告示五百四十一号）

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十三条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十条第一項（同令附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第百五十三条第一項の農林水産大臣が定める区分及び同令第百四十条第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

1 農業保険法第百五十三条第一項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蚕期等に応じて農林水産大臣が定める区分は、ばれいしよ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭について定めるものとし、別表第一の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれの同表の第三欄に掲げるとおりとする。

2 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条第一項の規定により引受方式（規則第百四十条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）を選択するときは、別表第一の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第二欄に掲げる区分のうち地域インデックス方式（同項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）及び災害収入共済方式（同項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式を選択するときは第一区分、地域インデックス方式を選択するときは第二区分、災害収入共済方式を選択するときは第三区分に属する同表の第三欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第四欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
別表第一

							ばれいしよ	第一欄
							区分	第二欄
七類	六類	五類	四類	三類	二類	一類	第三欄	第四欄
秋植えで、かつ、種子用であるばれいしよ	秋植えで、かつ、食品加工用であるばれいしよ	秋植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ	春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ	春植えで、かつ、種子用であるばれいしよ	春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしよ	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ	全相殺方式（規則第四百四十条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）	全相殺方式
全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式		

							大豆	
							第一分	第二分
四類	三類	二類	一類	十類	九類	八類		
未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆	種である大豆以外の黒大豆の品	乾燥子実で収穫される、かつ、丹波黒の品種である大豆	乾燥子実で収穫される、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	れいしよ	れいしよ	秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ	全相殺方式	
全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式	全相殺方式及び一筆方式	全相殺方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式（規則附則第十七条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）	全相殺方式	地域インデックス方式	全相殺方式		

てん菜				いんげん									
第二区分		第一区分		第二区分		第一区分		第二区分					
三類	二類	一類		五類	四類	三類	二類	一類	八類	七類	六類	五類	
菜	畑で耕作するてん菜	田で耕作するてん菜		五類の品種のいんげん	べにばないんげんの品種のいんげん	類の品種のいんげん	大福類及びとら豆類の品種のいんげん	金時類及びうずら類の品種のいんげん	手亡類の品種のいんげん	未成熟子実で収穫される大豆	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆
方式	地域インデックス	全相殺方式			相殺方式	全相殺方式及び半相殺方式	全相殺方式及び半相殺方式	全相殺方式及び半相殺方式	全相殺方式及び半相殺方式	地域インデックス	地域インデックス	地域インデックス	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式

スイートコーン		そば		茶										
第一区分		第二区分		第一区分		第三区分		第二区分		第一区分				
二類	一類	四類	三類	二類	一類	七類	七類	六類	五類	四類	三類	二類	一類	
用途であるスイー	食品加工用以外のスイートコーン	畑で耕作するそば		秋そば 夏そば		七類	七類	被覆栽培する在来種以外の品種の茶	被覆栽培する在来種の茶	露地栽培する在来種以外の品種の茶	防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶	防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶	防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶	防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶
全相殺方式	全相殺方式	地域インデックス	地域インデックス	全相殺方式	全相殺方式			災害収入共済方式	地域インデックス	半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式

										蚕繭	
初秋 蚕繭					春蚕 繭						
第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第二区分
掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	三類
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	トコーン
全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	地域インデックス方式

										晩秋 蚕繭	
第一区分					第一区分						
第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分	第一区分
掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	掲げ	五類
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	夏蚕期に係る初秋蚕繭
全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式

	掲げる地	
	九類	
	晩秋蚕期に係る	
	晩秋蚕繭	
	全相殺方式	

別表第二 (春蚕繭関係)

県	地域
栃木	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、下野市、那須塩原市(旧黒磯市の区域を除く)、河内郡、芳賀郡(芳賀町の区域を除く)及び下都賀郡野木町の区域
群馬	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び邑楽郡の区域
長野	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡の区域
岐阜	岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、瑞穂市、本巣市、山県市、郡上市(旧郡上郡八幡町、高鷲村及び美並村の区域に限る)、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
愛媛	大洲市(旧喜多郡長浜町及び河辺村の区域を除く)の区域
別表第三 (初秋蚕繭関係)	
県	地域
岩手	奥州市、北上市、一関市、花巻市(旧稗貫郡大迫町の区域に限る)、胆沢郡及び西磐井郡の区域
宮城	仙台市、石巻市(旧牡鹿郡牡鹿町並びに旧桃生郡雄勝町、河南町、河北町、北上町及び桃生町の区域を除く)、気仙沼市(旧本吉郡唐桑町の区域を除く)、白石市、角田

福島	福島県(南会津郡檜枝岐村の区域を除く) 市、大崎市(旧玉造郡及び旧遠田郡田尻町の区域に限る)、栗原市、登米市(旧登米郡登米町、東和町、米山町及び石越町並びに旧本吉郡津山町の区域に限る)、刈田郡、柴田郡、伊具郡、加美郡、本吉郡及び遠田郡涌谷町の区域
----	---

栃木	福島県(南会津郡檜枝岐村の区域を除く) 小山市、真岡市、大田原市、下野市(旧河内郡南河内町の区域を除く)、那須烏山市、那須塩原市(旧黒磯市の区域を除く)、芳賀郡(芳賀町の区域を除く)、那須郡那珂川町及び下都賀郡野木町の区域
群馬	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び邑楽郡の区域
埼玉	川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、鴻巣市(旧北埼玉郡川里町の区域を除く)、深谷市、桶川市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市(旧入間郡大井町の区域に限る)、入間郡、比企郡、秩父郡、児玉郡(旧児玉郡神泉村の区域を除く)及び大里郡の区域
千葉	千葉市、香取市、茂原市、東金市、匝瑳市、旭市(旧香取郡干潟町の区域に限る)、勝浦市、市原市、成田市(旧香取郡下総町及び大栄町の区域に限る)、大網白里市、山武市、いすみ市、香取郡、山武郡、長生郡及び夷隅郡の区域
長野	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市(旧木曾郡檜川村の区域に限る)、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇野郡の区域
岐阜	岐阜市、大垣市、高山市(旧大野郡朝日村、清見村、久

別表第四
(晩秋蚕繭関係)

愛媛	大洲市(旧喜多郡長浜町及び河辺村の区域を除く。)及び西予市(旧西宇和郡三瓶町及び旧東宇和郡明浜町の区域を除く。)の区域
岩手	奥州市、北上市、一関市、花巻市(旧稗貫郡大迫町の区域に限る。)、胆沢郡及び西磐井郡の区域
宮城	仙台市、石巻市(旧牡鹿郡牡鹿町並びに旧桃生郡雄勝町、河南町、河北町、北上町及び桃生町の区域を除く。)、気仙沼市(旧本吉郡唐桑町の区域を除く。)、白石市、角田市、大崎市(旧玉造郡及び旧遠田郡田尻町の区域に限る。)、栗原市、登米市(旧登米郡登米町、東和町、米山町及び石越町並びに旧本吉郡津山町の区域に限る。)、刈田郡、柴田郡、伊具郡、加美郡、本吉郡及び遠田郡涌谷町の区域
山形	鶴岡市、酒田市、最上郡最上町、東田川郡及び飽海郡の区域
福島	福島県(南会津郡檜枝岐村の区域を除く。)
栃木	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、下野市、那須烏山市、那須塩原市(旧黒磯市の区域を除く。)、河内郡、芳賀郡(芳賀町の区域を除く。)、那須郡那珂川町及び下都賀郡野木町の区域
群馬	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、

愛媛	大洲市(旧喜多郡長浜町及び河辺村の区域を除く。)の区域
岐阜	岐阜市、大垣市、高山市(旧大野郡朝日村、清見村、久々野町、荘川村、高根村、丹生川村及び宮村並びに旧吉城郡国府町及び上宝村の区域を除く。)、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、海津市、瑞穂市、本巢市、山県市、郡上市、下呂市(旧益田郡金山町の区域に限る。)、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巢郡、加茂郡及び可児郡の区域
長野	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡の区域
千葉	千葉市、銚子市、香取市、茂原市、東金市、匝瑳市、旭市、勝浦市、市原市、成田市(旧香取郡下総町及び大栄町の区域に限る。)、大網白里市、山武市、いすみ市、香取郡、山武郡、長生郡及び夷隅郡の区域
埼玉	秩父市及び秩父郡の区域
群馬	館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び邑楽郡の区域

○畑作物共済基準収穫量等設定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十四号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第四百四十三条、第四百四十六条及び第五十条の規定に基づき、畑作物共済基準収穫量等設定準則を次のように定める。

畑作物共済基準収穫量等設定準則

第一 基準収穫量

1 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第五百五十三条第一項第一号の基準収穫量(以下「基準収穫量」という。)は、次の各号に掲げる引受方式(農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第四百四十条第一項(規則附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する引受方式をいう。以下同じ。)に依り、当該各号に定める数量とする。

- 一 全相殺方式(規則第四百四十条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。) 次に掲げる数量のいずれかを基礎とし、てん菜及びさとうきびにあつては申込者(法第五百五十二条第一項の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。)に係る基準糖度に依りて一定の調整を加えて、農作物の年産ごと、申込者ごと及び類区分(法第五百五十三条第一項第一号に規定する共済目的の種類をいう。以下同じ。)(さとうきびにあつては、夏植え、株出し及び春植えの別。以下この号において同じ。)ごとに組合等(法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。))が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該申込者の当該類区分に係る栽培面積を乗じて得た数量(さとうきびにあつては、当該数量を当該申込者につき合計して得た数量)
- イ 過去五年間における当該申込者からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料(以下「出荷資料」という。)に基

づく当該申込者の当該類区分に係る収穫量(てん菜及びさとうきびにあつては収穫量及び糖度)

ロ 過去五年間における当該申込者の青色申告書(規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。))及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分に係る収穫量(てん菜及びさとうきびにあつては収穫量及び糖度)

二 半相殺方式(規則第四百四十条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。))及び一筆方式(規則附則第十七条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。)) 次に掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に当該耕地の栽培面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量

- イ 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る単位面積当たり基準収穫量
- ロ 申込者が組合等に申告した当該耕地の当該類区分に係る単位面積当たり収穫量
- ハ 当該耕地の地力その他の土地条件等を参酌して組合等が定めた当該耕地の当該類区分に係る単位面積当たり収穫量
- 三 地域インデックス方式(規則第四百四十条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。)) 過去五年間における統計単収(規則第九十条に規定する統計単収をいう。)を基礎として農作物の年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域(規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。以下同じ。))ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該申込者の当該類区分に係る統計単位地域ごとの栽培面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量
- 二 前項第一号の基準糖度は、申込者ごとに、当該申込者が栽培するてん菜又はさとうきびにつき、過去七年間の各年産の糖度を基

礎として組合等が定めるものとする。

- 3 全相殺方式に係る基準収穫量は、第一項第一号に規定するもののほか、同項第二号イからハまでに掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分（さとうきびにあつては、夏植え、株出し及び春植えの別。次項において同じ。）ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に当該耕地の栽培面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分（さとうきびにあつては、共済目的の種類）につき合計して得た数量とすることができる。

- 4 第一項第二号及び前項の単位面積当たり基準収穫量は、当該基準収穫量を当該耕地の栽培面積により組合等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、農林水産省経営局長が農作物の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに定める単位面積当たり収穫量に次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

- 一 当該類区分に係る組合等ごとの栽培面積に対する引受面積の割合が百分の七十以上である場合 百分の百十
 - 二 当該類区分に係る組合等ごとの栽培面積に対する引受面積の割合が百分の七十未満である場合 百分の二百五十
 - 5 都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 第二 基準収穫量
- 1 法第五十三条第一項第一号の基準収穫量（以下「基準収穫量」という。）は、次に掲げる数量を基礎とし、桑葉の生産事情等を

勘案して、蚕繭の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに組合等が定める数量とする。

- 一 前年産の当該類区分に係る基準収穫量
- 二 申込者が組合等に申告した当該申込者の当該類区分に係る見込収穫量

- 三 組合等が調査した過去一定年間における当該申込者の当該類区分に係る繭の出荷数量

- 2 基準収穫量は、基準収穫量の組合等についての合計数量を当該類区分に係る組合等についての引受掃立量で除して得られる単位掃立量当たり収穫量が、農林水産省経営局長が蚕繭の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに定める単位掃立量当たり収穫量に次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

- 一 当該類区分に係る組合等ごとの掃立量に対する引受掃立量の割合が百分の七十以上である場合 百分の百十
 - 二 当該類区分に係る組合等ごとの掃立量に対する引受掃立量の割合が百分の七十未満である場合 百分の百五十
 - 3 都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 第三 基準生産金額
- 法第五十三条第三項の基準生産金額（以下「基準生産金額」という。）は、次に掲げる金額のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準生産金額に、当該申込者の当該類区分に係る栽培面積を乗じて得た金額とする。
- 一 過去五年間における出荷資料に基づく当該申込者の当該類区

分に係る生産金額

二 過去五年間における当該申込者の青色申告書及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

第四 耕地別基準収穫量

1 規則第四百四十八条第二項に規定する耕地別基準収穫量（以下「耕地別基準収穫量」という。）は、基準収穫量の設定の基礎となつた第一第一項第一号若しくは第二号又は第一第三項の単位面積当たり基準収穫量に、耕地ごとの栽培面積を乗じて得た数量とする。

2 全相殺方式において、第一第一項第一号の単位面積当たり基準収穫量を耕地ごとに一律に適用することが適当でない認められる場合における耕地別基準収穫量は、前項の規定にかかわらず、耕地ごとの土地条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該耕地の栽培面積を乗じて得た数量とする。この場合において、当該単位面積当たり基準収穫量は、当該単位面積当たり基準収穫量を当該耕地の栽培面積により組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、同号の単位面積当たり基準収穫量に一致するように定めなければならない。

第五 災害収入共済方式に係る支払の基準となる収穫量

1 規則第五十条の組合等が定める数量は、第三第一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあつては第一号、第三第二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあつては第二号に掲げる数量をそれぞれ基礎として農作物の年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、当該組合員等の当該類区分に係る栽培面積及び価格指数を乗じて得た数量とする。

一 過去五年間における出荷資料に基づく当該組合員等の当該類区分に係る収穫量

二 過去五年間における当該組合員等の青色申告書及びその関係書類に基づく当該組合員等の当該類区分に係る収穫量

2 前項の価格指数は、当該組合等の区域内において過去一定年間に収穫された当該類区分に係る農作物の平均的な単位数量当たり価格に対する当該組合員等が当該一定年間に収穫した当該類区分に係る農作物の単位数量当たり価格の比として当該組合等の定める指数とする。

第六 関係機関の助言等

組合等は、基準収穫量若しくは基準収蒔量、基準生産金額、耕地別基準収穫量又は規則第五十条の組合等が定める数量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第四百八十八條第二項の全損耕地支払開始割合及び同項第一号の規定による全損耕地減収量の調整方法を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第四百八十八條第二項の規定に基づき、同項の全損耕地支払開始割合及び同項第一号の規定による全損耕地減収量の調整方法を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第四百八十八條第二項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる同條第一項第一号の規定により組合員等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第十條第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	全損耕地支払開始割合
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の四十
百分の四十	百分の五十

2 規則第四百八十八條第二項第一号に規定する全損耕地減収量は、発芽不能耕地(同項に規定する発芽不能耕地をいう。以下同じ。)以外の耕地にあつては全損耕地(同項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。)の耕地別基準収穫量(同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。)に相当する数量とし、発芽不能耕地にあつては全損耕地の耕地別基準収穫量に次の表の上欄に掲げる同條第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量とする。

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の六十五
百分の三十	百分の七十

百分の四十

附則

百分の七十五

この附則は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第四百九条第一項第一号の規定による農作物の糖度に応じた収穫量の調整の方法等を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十三号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第四百九条第一項第一号及び第二項並びに附則第十七条第一項の規定に基づき、同令第四百九条第一項第一号の規定による農作物の糖度に応じた収穫量の調整の方法等を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第四百九条第一項第一号の規定による農作物の糖度に応じた収穫量の調整は、収穫量に換算係数(第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合をいう。)を乗じて行うものとする。

一 てん菜及びさとうきびについての規則第四百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額であつて糖度ごとに定められたものうち、当該組合員等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。)が栽培するてん菜及びさとうきびの当該年産の糖度に対応する単位当たり共済金額に相当する金額の最高額

二 てん菜及びさとうきびについての規則第四百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額であつて糖度ごとに定められたものうち、当該組合員等の基準糖度(畑作物共済基準収穫量等設定準則(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十四号)第一第一項第一号の基準糖度をいう。)に対応して当該年産に係る共済関係の単位当たり共済金額として申し出るこ

とができた金額の最高額

2 規則第四百九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定する場合であつて同条第二項第一号から第三号までに掲げる事由の存する耕地があるときにおける同項の規定による減収量の算定は、組合員等ごとに、次の算式によるものとする。

A-B-C+D

ただし、(1-X)A<B+Cのときは、D+XAとする。

Aは、法第五百十三条第一項第一号の基準収穫量

Bは、発芽不能耕地(規則第四百八条第二項に規定する発芽不能耕地をいう。以下同じ。)の耕地別基準収穫量(同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。)の合計に、次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	百分の四十五
百分の二十	百分の四十
百分の三十	百分の三十五
百分の四十	百分の三十

Cは、発芽不能耕地以外の耕地に係る収穫量(てん菜及びさとうきびにあつては、収穫量に第一項の規定による調整を加えて得た数量)の合計

Dは、規則第四百九条第二項第二号に掲げる事由の存する耕地にあつてはイ、同条第三号に掲げる事由の存する耕地にあつてはロに掲げる数量

イ 当該耕地の耕地別基準収穫量の百分の十(再び移植した耕地にあつては、百分の二十)に相当する数量に、当該耕地のうち風害、凍霜害若しくは獣害により発芽若しくは活着をしなかつた部分又は発芽後若しくは活着後に風害、凍霜害若しくは獣害により滅失した部分につき再び播種又は移植をした面積(以下「再播種等面積」という。)の当該耕地の面積に対する割合(その割合が百分の五十未満であり、かつ、再播種等面積が五十アール未満である場合にあつては、零)を乗じて得た数量の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第四百十八

条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	一
百分の二十	九分の八
百分の三十	九分の七

ロ 当該耕地の耕地別基準収穫量の百分の二十五に相当する数量に、当該耕地のうち夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった部分その他共済事故により収穫の見込みがない部分に当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植えた面積(以下「再植付面積」という。)の当該耕地の面積に対する割合(その割合が百分の五十未満であり、かつ、再植付面積が三アール未満である場合にあつては、零)を乗じて得た数量の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第四百四十八条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	一
百分の三十	八分の七
百分の四十	八分の六

3 Xは、規則第四百四十八条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合

規則第四百四十九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定する場合であつて同条第二項第四号に掲げる事由の存する耕地があるときにおける同項の規定による減収量の算定は、法第五十三条第一項第一号の基準収量に、次の表の上欄に掲げる規則第四百四十八条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じてするものとす

る。

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の六十
百分の三十	百分の六十五
百分の四十	百分の七十

4 規則第四百四十九条第二号に掲げる方法により減収量を算定する場合であつて同条第二項第一号に掲げる事由の存する耕地があるときにおける同項の規定による減収量の算定は、次に掲げる数量を合計してするものとする。

一 発芽不能耕地の耕地別基準収穫量に、次の表の上欄に掲げる規則第四百四十八条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量を合計して得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の六十
百分の三十	百分の六十五
百分の四十	百分の七十
百分の五十	百分の七十五

二 発芽不能耕地以外の耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を合計して得た数量

5 規則附則第十七条第一項の規定より減収量を算定する場合における発芽不能耕地の減収量は、その耕地の耕地別基準収穫量の百分の六十五に相当する数量とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第五十二条第三号の農林水産大臣が特定の地域及び類区分について定める桑の発芽期前の日を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十一号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百五十二条第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が特定の地域及び類区分について定める桑の発芽期前の日を次のように定める。農業保険法施行規則第百五十二条第三号の規定により農林水産大臣が桑の発芽期前の日を定める類区分(同令第一条第二項第一号に規定する類区分をいう。)は、春蚕繭とし、その桑の発芽期前の日は、次の表の上欄に掲げる都府県の同表の中欄に掲げる地域について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

都府県	地域	春蚕繭の共済責任期間の始期
岩手	宮古市、大船渡市(旧気仙郡三陸町の区域を除く。)、奥州市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市(旧上閉伊郡宮守村の区域を除く。)、一関市、釜石市、二戸市(旧二戸郡浄法寺町の区域を除く。)、岩手郡葛巻町、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡、気仙郡、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡及び二戸郡の区域	十二月十日
山形	山形県	十二月一日
福島	会津若松市、喜多方市、南会津郡(檜枝岐村の区域を除く。)、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡の区域	一月三十一日

長野	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡の区域	十二月二十日
岐阜	山市(旧大野郡朝日村、清見村、久々野町、荘川村、高根村、丹生川村及び宮村並びに旧吉城郡国府町及び上宝村の区域を除く。)、及び郡上市(旧郡上郡大和町、白鳥町、明宝村及び和良村の区域に限る。)、の区域	二月十五日
福島	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市、南相馬市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡及び相馬郡の区域	二月二十八日

附則
この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○園芸施設共済共済価額設定準則を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十五号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百五十六条第一項の規定に基づき、園芸施設共済共済価額設定準則を次のように定める。

園芸施設共済共済価額設定準則

- 1 農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。)第百五十九条第一項の共済価額は、当該園芸施設共済の共済関係が、特定園芸施設(法第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。)のみを共済目的としている場合にあっては第一号に掲げる金額、特定園芸施設に併せて附帯施設(同条第四項第一号に規定する附帯施設をいう。以下同じ。)を共済目的としている場合にあっては第一号及び第二号に掲げる金額の合計金額、特定園芸施設に併せて施設内農作物(同項第二号に規定する施設内農作物をいう。以下同じ。)を共済目的としている場合にあっては第一号及び第三号に掲げる金額の合計金額、特定園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物を共済目的としている場合にあっては第一号から第三号までに掲げる金額の合計金額とする。
- 一 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額
- イ 特定園芸施設がガラス室(屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設をいう。以下同じ。)である場合 当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時ににおける再建築価額に、ガラス室の時価現存率(特定園芸施設の価額の再建築価額に対する割合又は附帯施設の価額の再取得価額に対する割合として別表第一に定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額
- ロ 特定園芸施設がプラスチックハウス(主としてプラスチックフィルム若しくは通気性を有する被覆材により被覆されて

いる特定園芸施設又は屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている特定園芸施設をいう。以下同じ。)である場合 当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時ににおける再建築価額にプラスチックハウスの時価現存率を乗じて得た金額と、当該特定園芸施設のプラスチックフィルム、通気性を有する被覆材又は合成樹脂板(以下「プラスチックフィルム等」という。)の共済責任期間開始の時ににおける再取得価額(共済責任期間開始の時に未被覆であるプラスチックハウスについては、当該共済責任期間開始後に被覆する予定のプラスチックフィルム等の再取得価額)に被覆経過割合(プラスチックフィルム等の価額の再取得価額に対する割合として別表第二に定める割合をいう。)を乗じて得た金額とを合計して得た金額

- 二 附帯施設の共済責任期間開始の時ににおける再取得価額に、附帯施設の時価現存率を乗じて得た金額
- 三 特定園芸施設の共済責任期間開始の時ににおける再建築価額に、施設内農作物価額算定率を乗じて得た金額
- 2 前項の特定園芸施設の再建築価額は、当該特定園芸施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相当する金額とする。ただし、プラスチックハウスに係るものにあつては、プラスチックフィルム等の再取得価額を除いた金額とする。
- 3 前二項の再取得価額は、附帯施設に係るものにあつては当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額とし、プラスチックフィルム等に係るものにあつては、当該プラスチックフィルム等と同一の材質、厚さ、面積及び型を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額とする。
- 4 第一項第三号の施設内農作物価額算定率は、当該施設内農作物

を標準的な経営において栽培したとした場合に要する経費の当該特定園芸施設の再建築価額に対する割合として別表第三に定める率とする。ただし、法第十一条第二項に規定する都道府県連合会又は法第二百条に規定する特定組合等が、農林水産省経営局長の承認を受けて、一定の区域につきその区域内の施設内農作物の栽培実態に応じてこれと異なる率を定めた場合は、当該定めた率とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
別表 (略)

○農業保険法施行規則第一百五十六条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額等を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十六号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第一百五十六条第二項第一号及び第六十条第二項の規定に基づき、同令第一百五十六条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額等を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第一百五十六条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ特定園芸施設(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。)を撤去するのに要する費用の単位面積当たりの標準的な額として同表の下欄に掲げる費用に特定園芸施設の設置面積を乗じて得た金額とする。

特定園芸施設の区分	特定園芸施設撤去費用の 平方メートル当たり費用
ガラス室Ⅰ類	一、二〇〇円
ガラス室Ⅱ類	
プラスチックハウスⅠ類	二九〇円
プラスチックハウスⅡ類	
プラスチックハウスⅢ類のうち、骨格の主要部分が右に掲げる区分に類するもの	
プラスチックハウスⅣ類	
プラスチックハウスⅤ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち	
ガラス室Ⅰ類	八八〇円
ガラス室Ⅱ類	
プラスチックハウスⅢ類	八八〇円
プラスチックハウスⅣ類甲	
プラスチックハウスⅣ類乙	
プラスチックハウスⅤ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち	
プラスチックハウスⅦ類	

ち、骨格の主要部分が右に掲げる区分に類するもの

- 2 規則第六十条第二項の農林水産大臣が定める費用は、特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体並びに当該特定園芸施設に係る廃材（被覆材を除き、破損したガラスが混入した当該特定園芸施設内の土を含む。）の搬出及び処分に必要な費用とする。
- 3 規則第六十条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、百万円とする。
- 4 規則第六十条第二項第二号の農林水産大臣が定める割合は、百分の五十（ガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、百分の三十五）とする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第一百五十六条第二項第二号イの農林水産大臣が定める率を定める件

（平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十七号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十六条第二項第二号イの規定に基づき、同号イの農林水産大臣が定める率を次のように定める。

農業保険法施行規則第一百五十六条第二項第二号イの農林水産大臣が定める率は、園芸施設共済共済価額設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百五十五号）に定める時価現有率が五十パーセントの特定園芸施設（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいい、被覆材を除く。以下同じ。）及び附帯施設にあつては七十五パーセント、その他の特定園芸施設及び附帯施設にあつては百パーセントとする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第五十七条第五号の表プラスチックハウスⅣ類甲の項、プラスチックハウスⅣ類乙の項、プラスチックハウスⅤ類の項及びプラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準並びに同表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十二号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第五十七条第五号の表の規定に基づき、同表プラスチックハウスⅣ類甲の項、プラスチックハウスⅣ類乙の項、プラスチックハウスⅤ類の項及びプラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準並びに同表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設を次のように定める。

- 1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第五十七条第五号の表プラスチックハウスⅣ類甲の項及びプラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める基準は、単一の骨格材として柱及びはりに使用されている鋼材又はアルミ材の断面係数が、いずれも一・三一立方センチメートル以上であることとする。
- 2 規則第五十七条第五号の表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設は、耐風速五十メートル毎秒(過去の最大瞬間風速が五十メートル毎秒未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速。次項において同じ。)以上又は耐雪荷重五十キログラム毎平方メートル以上の強度を有する施設とする。
- 3 規則第五十七条第五号の表プラスチックハウスⅤ類の項の農林水産大臣が定める基準は、耐風速五十メートル毎秒以上又は耐雪荷重五十キログラム毎平方メートル以上の強度を有しており、かつ、被覆材がビスで留められていることとする。
- 4 規則第五十七条第五号の表プラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準は、骨格の主要部分のうち隅柱、周囲柱及び中つり柱が鋼線により接続されていることとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第七十五条第四項（同令第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業経営の承継等に係る青色申告書の提出期間の通算の方法を定める件

（平成三十年三月二十八日農林水産省告示六百六十号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十五条第四項（同令第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第七十五条第四項（同令第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業経営の承継等に係る青色申告書の提出期間の通算の方法を次のように定める。

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第七十五条第四項（規則第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、被承継人又は譲渡人（以下「被承継人等」という。）が青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）を提出した期間を承継人又は譲受人（以下「承継人等」という。）に係る規則第七十五条第一項から第三項まで又は第五項ただし書に規定する期間（規則第八十三条第二項において準用する場合）にあっては、同条第一項各号に掲げる期間）に含めることができる場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

一 被承継人等の青色申告書を提出した期間と承継人等が青色申告書を提出する期間が連続していると認められること。

二 複数の被承継人等から農業経営を一体として承継し、又は譲り受ける場合にあっては、その全てが青色申告書を提出している者であること。

三 承継人等が被承継人等の対象農産物等（農業保険法（昭和十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第七十九条第四項の対象農産物等をいう。以下同じ。）に係る農業経営の一部を承継し、又は譲り受ける場合にあっては、被承継人等の損益

計算書により、当該被承継人等の農業経営のうち当該承継又は譲渡に係る対象農産物等の収入金額を区分できること。

四 承継人等が被承継人等から承継し、又は譲り受ける対象農産物等に係る農業経営が、次に掲げる要件の全てを満たすことにより、当該承継又は譲渡の後も同一性をもって行われる見込みであること。

イ 被承継人等が当該農業経営に用いていた主たる農用地、農業用施設その他の資産の所有権又は利用権が承継人等に承継又は譲渡されると見込まれること。

ロ 被承継人等が当該農業経営において栽培し又は飼養していた対象農産物等に係る事業の規模が、承継又は譲渡の後にあって、承継又は譲渡の前の事業の規模の二分の一を下回らない見込みであること。

2 規則第七十五条第四項（規則第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により承継人等の規則第七十五条第一項から第三項まで及び第五項ただし書に規定する期間（規則第八十三条第二項において準用する場合）にあっては、同条第一項各号に掲げる期間）に含めることができる被承継人等が青色申告書を提出した期間は、農業経営の承継又は譲渡のあった年（法人にあっては事業年度、連結親法人にあっては連結事業年度）までの連続する期間とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業経営収入保険基準収入金額等設定準則を定める件

(平成三十年三月三十日農林水産省告示七百一十一号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百八十四条第一項及び第百八十七条第一項の規定に基づき、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則を次のように定める。

農業経営収入保険基準収入金額等設定準則

第一 基準収入金額

1 農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。)第百七十九条第二項の基準収入金額(以下「基準収入金額」という。)は、同条第三項の保険資格者の農林水産省令で定める期間における農業収入金額(以下「実績農業収入金額」という。)の平均額に相当する金額とする。

2 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第百七十九条第二号に掲げる農業経営に関する計画に関する書類(以下「農業経営に関する計画に関する書類」という。)に基づいて算定される法第百七十九条第三項の保険期間中に見込まれる農業収入金額(以下「見込農業収入金額」という。)が前項の平均額に相当する金額に満たない場合における基準収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該見込農業収入金額とする。

3 見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超える場合において、第一号に掲げる面積が第二号に掲げる面積を超えるときにおける基準収入金額は、前二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額に第一号に掲げる面積を乗じて得た金額とすることができ。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。

一 保険期間における保険資格者の経営面積

二 法第百七十七条第一項の規定による申込みの日(以下「申込日」という。)の属する年(法人にあつては事業年度、連結親法

人にあつては連結事業年度。以下同じ。)までの五年間(農業経営を行った期間が五年間に満たないときは、その行った期間)における経営面積(農業経営を承継し又は譲り受けた場合は、当該承継又は譲渡に係る経営面積を含む。)の平均

4 前項の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額は、規則第百八十三条第一項の期間における各年の実績農業収入金額を当該各年の経営面積で除して得た金額を平均して得た金額とする。

5 保険資格者が申込日の属する年までの五年間において青色申告書(規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。)を提出した者(規則第百七十五条第四項の規定により、青色申告書を提出する期間が申込日の属する年までの五年間となる者を含む。)である場合であつて、見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超え、かつ、実績農業収入金額の平均増減率が一を超えるときにおける基準収入金額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の当該五年間の実績農業収入金額の平均額に実績農業収入金額の平均増減率を三乗した率を乗じて得た金額とすることができ。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。

6 前項の実績農業収入金額の平均増減率は、申込日の属する年までの四年間について、各年の実績農業収入金額をその前年の実績農業収入金額で除して得た率を平均して得た率とする。

第二 実績農業収入金額

1 実績農業収入金額は、対象農産物等(法第百七十九条第四項に規定する対象農産物等をいう。以下同じ。)に係る販売金額、事業用消費の金額及び期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に係る期首棚卸高を控除した金額とする。

2 前項の対象農産物等に係る販売金額は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の販売金額(法人にあ

つては、損益計算書の商品製品等売上高)のうち対象農産物等に
係る金額とし、当該期間における次に掲げる金額を含め、保険資
格者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対
象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額
を含めないものとする。

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第
百九号)第十九条第一項の甘味資源作物交付金

二 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項の
でん粉原料用いも交付金

三 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三
号)第十一条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同
法第二十一条の集送乳調整金

四 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関す
る法律(平成十八年法律第八十八号。以下「担い手経営安定法
」という。)第三条第一項第二号の交付金の金額に同条第四項に
規定する調整額を加えて得た金額

五 対象農産物等を販売したことに伴い得られる金額その他の対
象農産物等に係る販売金額に含めることが適当と認められる金
額

3 第一項の対象農産物等に係る事業用消費の金額は、保険資格者
の規則第八十三条第一項の期間における損益計算書の家事消費
事業消費金額から家事消費金額を差し引いて得た金額(法人にあ
つては、損益計算書の事業消費高)のうち保険資格者が生産した
対象農産物等に係る金額とする。

4 第一項の対象農産物等に係る期末棚卸高は、保険資格者の規則
第八十三条第一項の期間における損益計算書の期末において有
する農産物の棚卸高(法人にあつては、損益計算書の期末商品製
品原材料等棚卸高)のうち保険資格者が生産した対象農産物等に
係る金額とする。

5 第一項の対象農産物等に係る期首棚卸高は、保険資格者の規則
第八十三条第一項の期間における損益計算書の期首において有
する農産物の棚卸高(法人にあつては、損益計算書の期首商品製
品原材料等棚卸高)のうち保険資格者が生産した対象農産物等に
係る金額とする。

6 全国連合会と保険資格者の間に農業経営収入保険の保険関係が
存していた年に係る第一項の対象農産物等に係る事業用消費の金
額、期末棚卸高及び期首棚卸高は、前三項の規定にかかわらず、
保険資格者が全国連合会に申告をしたこれらの金額とする。

7 保険資格者が農業経営を承継し、又は譲り受けた場合であつて、
被承継人等の規則第八十三条第一項の期間における対象農産物
等に係る実績農業収入金額を保険資格者の実績農業収入金額に含
めるときは、被承継人等の当該期間における各年の実績農業収入
金額を保険資格者の当該各年の実績農業収入金額に加えるものと
する。

第三 見込農業収入金額

1 見込農業収入金額は、保険期間の農業経営に関する計画に関す
る書類に基づき、対象農産物等に係る見込販売金額、事業用消費
の見込金額及び見込期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に
係る見込期首棚卸高を控除した金額とする。

2 前項の対象農産物等に係る見込販売金額は、次に掲げる金額を
合計した金額とする。

一 保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に販売が
見込まれるものの種類ごとの数量に、見込販売単価を乗じて得
た金額

二 保険資格者が生産する対象農産物等のうち規則第八十七条
第二項各号の交付金等の対象となっているものに係る保険期間
に収穫又は出荷が見込まれる数量に、保険期間の属する年の当
該交付金等の見込単価を乗じて得た金額

3 第一項の対象農産物等に係る事業用消費の見込金額は、保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てることが見込まれるものの種類ごとの数量に、保険期間の農業経営に関する計画に関する書類において保険資格者が前項第一号の見込販売単価を超えない範囲内で記載した見込単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

4 第一項の対象農産物等に係る見込期末棚卸高は、保険資格者が生産する対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時間における見込在庫数量に、第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

5 第一項の対象農産物等に係る見込期首棚卸高は、保険資格者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時間における見込在庫数量に、第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業経営収入保険損害認定準則を定める件

(平成三十年三月三十日農林水産省告示七百二十二号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百九十九条の規定に基づき、農業経営収入保険損害認定準則を次のように定める。

農業経営収入保険損害認定準則

1 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第十条第一項に規定する全国連合会(以下「全国連合会」という。)は、被保険者から法第八十七条において準用する法第三百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、次に掲げる書類により保険期間中の農業収入金額を調査し、及び法第八十七条において準用する法第三百三十条第二号の規定による通知の状況を勘案して、保険金及び特約補金の支払の対象となるべき損害の額を認定しなければならぬ。

一 保険期間の青色申告書(規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいい、青色申告決算書を含む。)の写し

二 保険期間の棚卸表

三 保険期間中に対象農産物等(法第七十九条第四項に規定する対象農産物等をいう。以下同じ。)のうち事業用消費に充てたものの種類ごとの数量の根拠となる帳簿書類

四 その他被保険者の農業収入金額に関する資料

2 前項の保険期間中の農業収入金額は、対象農産物等に係る販売金額、事業用消費の金額及び期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に係る期首棚卸高を控除した金額とする。

3 前項の対象農産物等に係る販売金額は、被保険者の保険期間における損益計算書の販売金額(法人にあつては、損益計算書の商品製(品等売上高)のうち対象農産物等に係る金額とし、当該期間における次に掲げる金額を含め、被保険者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額を含めないものとする。

- 一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第十九条第一項の甘味資源作物交付金
- 二 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項のでん粉原料用いも交付金
- 三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十二号）第十一条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第二十一条の集送乳調整金
- 四 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手経営安定法」という。）第三条第一項第二号の交付金の金額に同条第四項に規定する調整額を加えて得た金額
- 五 対象農産物等を販売したことに伴い得られる金額その他の対象農産物等に係る販売金額に含めることが適当と認められる金額
- 4 第二項の対象農産物等に係る事業用消費の金額は、被保険者が生産した対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てたものの種類ごとの数量に、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則（平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十一号。以下「設定準則」という。）第三第三項の見込単価を乗じて得た金額の合計金額とする。
- 5 第二項の対象農産物等に係る期末棚卸高は、被保険者が生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時における在庫数量に、設定準則第三第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。
- 6 第二項の対象農産物等に係る期首棚卸高は、被保険者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時における在庫数量に、設定準則第三第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。
- 7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額は、保険期間中の農業収入金額に含めるものとする。
 - 一 第三項第四号に掲げる金額が担い手経営安定法第三条第一項第

- 一 号の交付金の金額に満たない場合におけるその差額
- 二 保険期間中の保険事故の発生に対する賠償金等の金額（保険金及び特約補て金の支払対象とならない金額を除く。）
- 8 全国連合会は、第一項の損害の額の認定を的確に行うため特に必要があるときは、被保険者又は農業収入金額の減少が生じている対象農産物等に係る取引先等から事情を聴取し、又はこれらの者に対し当該対象農産物等の農業収入金額の減少の確認に必要な資料の提供を要請することができる。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第二百九条第二項（同令第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済に係る再保険及び保険金の限度額の算定方法を定める件

（平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十三号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百九条第二項（同令第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を次のように定める。

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百九条第二項（規則第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定は、農作物再保険区分（規則第二百三条に規定する農作物再保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び都道府県連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）ごと又は農作物政府保険区分（規則第二百二十七条に規定する農作物政府保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）ごと）に、次の算式によるものとする。

$$A \times \frac{C}{B}$$

Aは、当該都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金基礎額（農作物再保険区分ごとに、都道府県連合会の組合員たる組合等（法第十一条第二項の組合等をいう。以下同じ。）ごとの支払うべき共済金の総額のうち農作物通常責任共済金額（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第二十二条第一項第一号に規定する農作物通常責任共済金額をいう。以下同じ。）を超える部分の金額の総額から農作物異常責任保険金額（令第三十一条第一項に規定する農作物異常責任保険金額をいう。）を差し引いて得た金額の百分の九十

五に相当する金額をいう。以下同じ。）又は当該特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金基礎額（農作物政府保険区分ごとに、特定組合等の支払うべき共済金の総額から農作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額をいう。以下同じ。）

Bは、全ての都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金基礎額及び全ての特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金基礎額の合計額

Cは、全ての都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金額及び全ての特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金額の合計額に百分の七十を乗じて得た金額

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第二百三十三條第二項及び第二百三十四條第二項において準用する同令第二百九條第二項の規定に基づき、果樹共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十四号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百三十三條第二項及び第二百三十四條第二項において準用する同令第二百九條第二項の規定に基づき、果樹共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を次のように定める。

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百三十三條第二項及び第二百三十四條第二項において準用する規則第二百九條第二項の規定による果樹共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定は、果樹再保険区分（規則第二百四條に規定する果樹再保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び都道府県連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）の組合員たる組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）ごと又は果樹政府保険区分（規則第二百二十八條に規定する果樹政府保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び特定組合等（法第二百條に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式によるものとする。

C
A×—
B

Aは、当該組合等の当該果樹再保険区分に係る再保険金基礎額（果樹再保険区分ごとに、当該組合等が支払うべき共済金の総額から果樹通常責任共済金額（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第二十四條第一項第一号に規定する果樹通常責任共済金額をいう。以下同じ。）を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額をいう。以下同じ。）又は当該特定組合等の当該果樹政府保険区分に係る保険金基礎額（果樹政府保険

区分ごとに、特定組合等が支払うべき共済金の総額から果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額をいう。以下同じ。)

Bは、全ての都道府県連合会の当該果樹再保険区分に係る再保険金基礎額及び全ての特定組合等の当該果樹政府保険区分に係る再保険金基礎額の合計額

Cは、全ての都道府県連合会の当該果樹再保険区分に係る再保険金額及び全ての特定組合等の当該果樹政府保険区分に係る再保険金額の合計額に、次の表の上欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

共済目的の種類	割合
うんしゅうみかん	百分の四十
なつみかん	百分の七十
いよかん	百分の四十
かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）	百分の四十
りんご	百分の三十
ぶどう	百分の三十
なし	百分の四十
もも	百分の四十
おうとう	百分の三十
びわ	百分の七十
かき	百分の四十
くり	百分の四十
うめ	百分の三十
すもも	百分の四十
キウイフルーツ	百分の七十
リンアップル	百分の三十

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第二百十六條第二項及び第二百三十七條第二項において準用する同令第二百九條第二項の規定に基づき、畑作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十五号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百十六條第二項及び第二百三十七條第二項において準用する同令第二百九條第二項の規定に基づき、畑作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を次のように定める。

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百十六條第二項及び第二百三十七條第二項において準用する規則第二百九條第二項の規定による畑作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定は、畑作物再保険区分（規則第二百五條に規定する畑作物再保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び都道府県連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）ごと又は畑作物政府保険区分（規則第二百二十九條に規定する畑作物政府保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び特定組合等（同法第二百條に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式によるものとする。

$$A \times \frac{C}{B}$$

Aは、当該都道府県連合会の当該畑作物再保険区分に係る再保険金基礎額（畑作物再保険区分ごとに、都道府県連合会が支払うべき保険金の総額から農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第三十四條第一項に規定する畑作物通常責任保険金額を差し引いて得た金額の百分の九五に相当する金額をいう。以下同じ。）又は当該特定組合等の当該畑作物政府保険区分に係る保険金基礎額（畑作物政府保険区分ごとに、特定組合等が支払うべき共済金の総額から令第四十條第一項に規定する畑作物通常責任共済金額を差し引いて得た

金額の千分の八百五十五に相当する金額をいう。以下同じ。）

Bは、全ての都道府県連合会の当該畑作物再保険区分に係る再保険金基礎額及び全ての特定組合等の当該畑作物政府保険区分に係る保険金基礎額の合計額

Cは、全ての都道府県連合会の当該畑作物再保険区分に係る再保険金額及び全ての特定組合等の当該畑作物政府保険区分に係る保険金額の合計額に百分の八十を乗じて得た金額

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則第二百八条第一項の農林水産大臣が定める係数を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十六号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第二百八条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める係数を次のように定める。

農業保険法施行規則第二百八条第一項の農林水産大臣が定める係数は、次のとおりとする。

ロ

12

nは、当該園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間の月数(一月未満の端数があるときは、当該端数を一月とする。)

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法附則第三条第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百四十三号)

農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)附則第三条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める特定の疾病を次のように定める。

農業保険法附則第三条第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病は、次に掲げるものとする。

- 一 牛(出生後第五月の月の末日を経過しない牛に限る。)の寄生虫を原因とする腸炎
- 二 牛の雌及び種豚の雌の子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病
- 三 牛(種雄牛を除く。)の運動器疾患(骨疾患及び運動器の腫瘍を除く。)
- 四 乳牛の乳房炎
- 五 乳牛の周産期疾患(第四胃変位、乳熱、ダウンナー症候群及びケトン症に限る。)

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則附則第九条第一項の農林水産大臣の定める基準及び同条第二項の農林水産大臣が定める率を定める件

(平成三十年三月二十七日農林水産省告示六百三十二号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)附則第九条第一項及び第二項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣の定める基準及び同条第二項の農林水産大臣が定める率を次のように定める。

1 農業保険法施行規則(以下「規則」という。)附則第九条第一項の農林水産大臣の定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

一 次に掲げる事項に該当すること。

イ 農業共済組合(特定組合(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第七十三条第四項に規定する特定組合をいう。以下同じ。)を除く。)又は法第七十七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、その属する都道府県の昭和五十四年から平成十年までの間における水稲に係る各年の被害率の平均が〇・五パーセント未満であり、かつ、当該農業共済組合又は当該共済事業を行う市町村の当該期間における水稲に係る各年の被害率の平均が一パーセント未満であること。

ロ 特定組合にあつては、その区域たる都道府県(二以上の都道府県の区域をその区域とする特定組合にあつては、規則附則第九条第一項の規定を適用しようとする都道府県)の昭和五十四年から平成十年までの間における水稲に係る各年の被害率の平均が〇・五パーセント未満であること。

ハ 全国連合会(法第十条第一項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。)にあつては、規則附則第九条第一項の規定を適用しようとする共済事業の実施区域たる都道府県の昭和五十四年から平成十年までの間における水稲に係る各年の被害率の

平均が〇・五パーセント未満であること（特定組合以外の農業共済組合から農作物共済を譲り受けて行う場合にあつては、当該都道府県の当該期間における水稻に係る各年の被害率の平均が〇・五パーセントであり、かつ、当該農業共済組合の当該期間における水稻に係る各年の被害率が一パーセント未満であること）。

二 イに掲げる金額に対するロに掲げる金額の割合が一以下であること。

イ 過去二十一年間に当該組合等の組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいい、二以上の都道府県の区域をその区域とする特定組合又は全国連合会にあつては、規則附則第九条第一項の規定を適用しようとする都道府県の区域（全国連合会が特定組合以外の農業共済組合から農作物共済を譲り受けて行う場合にあつては、当該農業共済組合の区域）に住所を有するものに限る。以下同じ。）が支払った水稻に係る半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）又は一筆方式（規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）に係る共済掛金の合計額

ロ 過去二十一年間に当該組合等の組合員等に支払われたイの共済関係に係る共済金及び無事戻金（農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号。以下「改正法」という。）による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百二条又は改正法附則第十条第一項の規定による払戻金をいう。）の二分の一に相当する金額との合計額

2 規則附則第九条第二項の農林水産大臣が定める率は、次の各号に掲げる引受方式（規則附則第八条第一項において読み替えて適用する規則第八十七条第一項に規定する引受方式をいう。）に応じ、

当該各号に定める率とする。

一 半相殺方式 次の表の上欄に掲げる規則第九十六条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる率

組合員等 が申し出 た割合	率
百分の二	損害割合（規則第九十七条第一項第二号に掲げる方法により算定される減収量の基準収穫量（法第百三十六条第一項第一号の基準収穫量をいう。）に対する割合をいう。以下この号において同じ。）に十七分の十六を乗じて得た率に三百四十分の三を加えて得た率
百分の三	損害割合に十五分の十四を乗じて得た率に六十分の一を加えて得た率
百分の四	損害割合に十三分の十二を乗じて得た率に二百六十分の七を加えて得た率
百分の三 十分の三	損害割合（規則附則第八条第一項に規定する方法により算定する減収量の耕地別基準収穫量（規則第九十六条第二項に規定する耕地別基準収穫量をいう。）に対する割合をいう。以下この号において同じ。）に八分の七を乗じて得た率に四十分の一を加えて得た率

二 一筆方式 次の表の上欄に掲げる規則附則第八条第二項の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる率

組合員等 が申し出 た割合	率
百分の三	損害割合（規則附則第八条第一項に規定する方法により算定する減収量の耕地別基準収穫量（規則第九十六条第二項に規定する耕地別基準収穫量をいう。）に対する割合をいう。以下この号において同じ。）に八分の七を乗じて得た率に四十分の一を加えて得た率

百分の四	損害割合に七分の六を乗じて得た率に七十分の三を加えて得た率
百分の五	損害割合に六分の五を乗じて得た率に十五分の一を加えて得た率

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則附則第十二条第一項第一号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十七号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)附則第十二条第一項第一号の規定に基づき、同号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を次のように定める。

農業保険法施行規則附則第十二条第一項第一号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積は、次の表の上欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる面積とする。

共済目的の種類	面積
うんしゅうみかん	二十アール
なつみかん	二十アール
いよかん	二十アール
かんきつ類の果樹(うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。)	二十アール
りんご	二十アール
ぶどう	二十アール
なし	二十アール
もも	二十アール
おうとう	十アール
びわ	十アール
かき	二十アール
くり	二十アール
うめ	二十アール
すもも	十アール
キウイフルーツ	二十アール
リンアアップル	二十アール

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則附則第十二条第四項第一号の農林水産大臣が定める暴風雨を定める件

(平成三十年三月十四日農林水産省告示五百五十八号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)附則第十二条第四項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める暴風雨を次のように定める。

農業保険法施行規則附則第十二条第四項第一号の農林水産大臣が定める暴風雨は、次のいずれかに該当する暴風雨とする。

- 一 最大風速一三・九メートル毎秒以上の暴風雨
- 二 最大瞬間風速二〇・〇メートル毎秒以上の暴風雨

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農業保険法施行規則附則第十八条の農林水産大臣が定める基準を定める件

(平成三十年三月二十七日農林水産省告示六百三十三号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)附則第十八条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める基準を次のように定める。

農業保険法施行規則(以下「規則」という。)附則第十八条の農林水産大臣が定める基準は、組合等(農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。)ごとに、最近年次における当該組合等の区域(法第七十七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域)内に住所を有する者が飼養する牛、馬及び種豚(法第九十八条第一項第二号の基準に適合するものに限る。)の頭数を、別表の上欄に掲げる包括共済家畜区分(規則第一百一条第二項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頭数で除して得た数の合計が、一・〇未満であることとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

種 別	頭数
包括共済家畜区分	頭数
乳用牛	三百頭
肉用牛	七百頭
一般馬	五百頭
種豚	四百頭

告示番号検索一覧

○昭和32年12月25日	第1616号 …… 11		第630号 …… 41
○昭和39年1月25日	第72号 …… 11		第631号 …… 47
○平成30年3月14日	第539号 …… 33		第632号 …… 87
	第540号 …… 51	○平成30年3月28日	第633号 …… 91
	第541号 …… 61		第639号 …… 13
	第542号 …… 12		第640号 …… 36
	第543号 …… 87		第641号 …… 42
	第544号 …… 5		第642号 …… 18
	第545号 …… 5		第643号 …… 43
	第546号 …… 9		第644号 …… 43
	第547号 …… 10		第645号 …… 45
	第548号 …… 10		第646号 …… 46
	第549号 …… 12		第647号 …… 48
	第550号 …… 70		第648号 …… 21
	第551号 …… 73		第649号 …… 54
	第552号 …… 77		第650号 …… 57
	第553号 …… 83		第651号 …… 60
	第554号 …… 84		第652号 …… 26
	第555号 …… 85		第653号 …… 71
	第556号 …… 86		第654号 …… 67
	第557号 …… 89		第655号 …… 74
	第558号 …… 90		第656号 …… 75
○平成30年3月27日	第623号 …… 2		第657号 …… 76
	第625号 …… 49		第658号 …… 30
	第626号 …… 1		第659号 …… 31
	第627号 …… 6	○平成30年3月30日	第660号 …… 78
	第628号 …… 8		第709号 …… 4
	第629号 …… 39		第710号 …… 57
			第711号 …… 79
			第712号 …… 81